

5 福薬業発第 4 7 1 号
令和 6 年 2 月 1 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 山口 信也

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）」の発出について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、日本薬剤師会より別添のとおり情報提供がございましたのでお知らせいたします。

今般の通知は、流行初期医療確保措置の新設等（県と協定を締結した発熱外来と入院医療機関）、新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の医療に要する費用負担（第二種協定指定医療機関の薬局も対象）、感染症法・医療法に基づく医薬品等の供給情報の報告徴収・生産促進要請等に関し、その関係政省令及び告示の整備等を行うため、所要の政省令・告示を公布したことに關するものです。施行は、令和 6 年 4 月 1 日となっています。

診療報酬については、薬局における新興感染症発生・まん延時に対応する体制整備の観点から、第二種協定指定医療機関の指定要件等を踏まえ、連携強化加算（調剤基本料）の見直しが行われる予定です。

貴会におかれましては内容につきご了知頂きますとともに、第二種協定指定医療機関の協定締結について、貴会員に周知いただきますようお願いいたします。

（第二種協定指定医療機関：発熱外来及び外出自粛対象者の自宅療養者への医療の提供を行う医療機関として創設された）

日 薬 業 発 第 393 号
令和 6 年 1 月 26 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山本 信夫
(会 長 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）」の発出について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省医政局長並びに健康・生活衛生局感染症対策部長より別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるための措置を講ずることを目的とした標記の改正法については、令和 4 年 12 月 19 日付け日薬業発第 353 号、令和 5 年 3 月 31 日付け日薬業発第 514 号及び令和 5 年 5 月 31 日付け日薬業発第 72 号にてご案内のとおりです。

今般の通知は、令和 6 年 4 月 1 日に施行される事項のうち、新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の医療に要する費用負担、感染症法・医療法に基づく医薬品等の供給情報の報告徴収・生産促進要請等に関し、その関係政省令及び告示の整備等を行うため、所要の政省令・告示を公布したことに関するものです（厚生労働省告示第 12 号の第 2 条の規定を除き、令和 6 年 4 月 1 日より施行・適用）。

貴会におかれましては内容につきご了知頂きますとともに、引き続き都道府県において進められている予防計画の策定、第二種協定指定医療機関の協定締結等の体制整備につき、地域薬剤師会とも連携の上、積極的に対応いただきますよう、ご高配の程よろしくお願いいたします。

<別添>

- ・ 「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）」の発出について（令和 6 年 1 月 17 日付、医政発 0117 第 25 号・感発 0117 第 7 号厚生労働省医政局長、健康・生活衛生局感染症対策部長通知）

医政発 0117 第 25 号
感 発 0117 第 7 号
令和 6 年 1 月 17 日

別記団体の長 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）」の発出について

標記については、別添のとおり各都道府県知事等宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0117 第 23 号
産情発 0117 第 2 号
感 発 0117 第 5 号
保 発 0117 第 12 号
令和 6 年 1 月 17 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特 別 区 長 } 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の
一部の施行等について（通知）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」
(令和 4 年法律第 96 号。以下「改正法」という。)については、一部の規定を除き令和 6
年 4 月 1 日に施行されることとなっております。

これに伴い、令和 6 年 4 月 1 日に施行される事項のうち、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について(通知)」(令和 5 年 5 月 26 日付け医政発 0526 第 11 号・産情発 0526 第 2 号・健発 0526 第 4 号厚生労働省医政局長・大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官・健康局長通知。以下「令和 5 年通知」という。)を通知したところですが、令和 5 年通知に記載のない事項のうち、令和 6 年 4 月 1 日施行に必要な政省令、その関係政省令及び告示の整備等を行うため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 6 年政令第 9 号。以下「整備政令」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 5 号）、社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 6 号。以下「財会省令」という。）、社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和 6 年厚生

労働省令第7号。以下「業務方法書省令」という。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示(令和6年厚生労働省告示第12号)が公布されました。

これらの改正の趣旨及び運用の詳細等は下記のとおりですので、十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

なお、匿名感染症関連情報の利用又は提供に関する事項については、別途通知する予定です。

記

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

1 流行初期医療確保措置の新設等について

(1) 改正の趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症の対応において、診療報酬の特例措置等の財政支援が整備されるまでに一定の時間がかかり、特に流行初期の医療提供体制の構築に課題があったこと等を踏まえ、診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されるまでの間において、初動対応等を行う特別な医療措置協定(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいう。以下同じ。)の締結等を行った医療機関について、流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置(以下「流行初期医療確保措置」という。)を新設したため、当該措置の詳細について規定する。

(2) 改正の概要

＜流行初期医療確保に要する費用の算定等について＞

- ① 感染症法第36条の9第1項の政令で定める期間は、感染症法第16条第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表(以下「新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表」という。)が行われた新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症のまん延の状況その他の事情を勘案して当該感染症について厚生労働大臣が定める期間とする。(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号。以下「感染症法施行令」という。)第9条の2関係)
- ② 感染症法第36条の9第1項に規定する対象医療機関(以下「対象医療機関」という。)が同項に規定する医療協定等措置を講じたと認められる日(以下「医療協定等措置認定日」という。)の属する月における当該対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる医療機関の

区分に応じ、当該月の当該区分ごとに定める費用（以下「公的医療保険給付費」という。）として当該対象医療機関に支払われる額とする。（感染症法施行令第9条の3第1項関係）

i 感染症法第36条の2第1項第1号に掲げる措置を講じたと認められる医療機関：健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給に要する費用

ii iに掲げる医療機関以外の医療機関：外来療養（健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる療養（同項第5号に掲げる療養に伴うものを除く。）、船員保険法第53条第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる療養（同項第5号に掲げる療養に伴うものを除く。）、国民健康保険法第36条第1項第1号から第4号までに掲げる療養（同項第5号に掲げる療養に伴うものを除く。）、国家公務員共済組合法第54条第1項第1号から第4号までに掲げる療養（同項第5号に掲げる療養に伴うものを除く。）、地方公務員等共済組合法第56条第1項第1号から第4号までに掲げる療養（同項第5号に掲げる療養に伴うものを除く。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項第1号から第4号までに掲げる療養（同項第5号に掲げる療養に伴うものを除く。）をいう。以下同じ。）の給付並びに外来療養に係る保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給に要する費用

③ 感染症法第36条の9第1項の政令で定める月は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表日」という。）前1年以内において医療協定等措置認定日に相当する日の属する月（厚生労働大臣が定める理由により当該月によることが適当でないと認められる場合においては、当該理由に応じて厚生労働大臣が定める月）とし、当該月における対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額は、当該月の公的医療保険給付費として、当該対象医療機関に支払われた額とする。（感染症法施行令第9条の3第2項関係）

④ 感染症法第36条の10の政令で定めるところにより算定した額は、③の規定により算定した額から②の規定により算定した額を控除した額に8分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。（感染症法施行令第9条の4関係）

<流行初期医療確保に要する費用の負担等について>

- ① 感染症法第 36 条の 12 の規定により国が都道府県に対して交付する額は、各都道府県につき、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表日の属する月から①に規定する厚生労働大臣が定める期間が経過する日の属する月までの間（以下「流行初期医療確保措置実施期間」という。）における流行初期医療確保措置（感染症法第 36 条の 9 第 1 項に規定する流行初期医療確保措置をいう。以下同じ。）に要した費用の額の 8 分の 3 に相当する額とする。（感染症法施行令第 9 条の 5 関係）
- ② 感染症法第 36 条の 13 の規定により社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が都道府県に対して交付する額は、各都道府県につき、流行初期医療確保措置実施期間における流行初期医療確保措置に要した費用の額の 2 分の 1 に相当する額とする。（感染症法施行令第 9 条の 6 関係）
- ③ 感染症法第 36 条の 15 に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した保険者等に係る対象医療機関に対する診療報酬の支払額の割合は、各保険者等（感染症法 36 条の 14 第 1 項に規定する保険者等をいう。以下同じ。）ごとに i に掲げる額を ii に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下 5 位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「感染症法施行規則」という。）第 19 条の 8 第 1 項関係）
- i 当該保険者等により当該対象医療機関に支払われた新型インフルエンザ等感染症等発生等公表日の属する月前 3 月間の公的医療保険給付費の総額を 3 で除して得た額（その額に小数点以下 5 位未満の端数があるときは、これを四捨五入し、当該支払が行われた月数が 1 である場合には、当該額は 0 とする。）
- ii 各保険者等に係る ii の額の合計額
- ④ 感染症法第 36 条の 15 に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、各保険者等に係る流行初期医療確保措置が行われた月ごとに、当該月における流行初期医療確保措置に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に対象医療機関ごとの③の率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）の合計額とする。（感染症法施行規則第 19 条の 8 第 2 項関係）
- ⑤ 感染症法第 36 条の 16 に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、流行初期医療確保措置が実施された年度ごとにおける感染症法第 36 条の 25 第 1 項各号（第 3 号及び第 4 号を除く。）に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用の見込額に、事務費拠出対象保険者等（流行初期医療確保拠出金を拠出した保険者等をいう。以下同じ。）ごとに i に掲げる数を ii に掲げる数で除して得た率（その率に小数点以下 5 位未満の端数があるときは、これを四

捨五入する。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。(感染症法施行規則第19条の9関係)

i 当該年度における次に掲げる事務費拠出対象保険者等の区分に応じ算定した当該保険者等に係る加入者の見込数(以下「加入者見込数」という。)

イ 事務費拠出対象保険者等(ロに掲げる保険者等を除く。): Iに掲げる数にIIに掲げる率を乗じて得た数(その数に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)

I 当該年度の前々年度における当該保険者等に係る加入者の数(その数が当該保険者等に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者等の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。)

II 当該年度の前々年度の4月2日以降に新たに設立された保険者等及び同年度の4月2日から当該年度の4月1日までの間に合併又は分割により成立した保険者等(以下「新設保険者等」という。)以外の全ての保険者等に係る当該年度における加入者の見込数の総数をそれらの保険者等に係るIに掲げる数の合計数で除して得た率を基準として流行初期医療確保措置が実施された年度ごとに保険者等ごとに厚生労働大臣が定める率

ロ 事務費拠出対象保険者等(新設保険者等に限る。): 当該年度における当該保険者等に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定した新設保険者等に係る加入者の見込数

ii 当該年度における全ての事務費拠出対象保険者等に係る加入者見込数の総数

⑥ 合併若しくは分割により成立した保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第7条第2項に規定する保険者をいう。以下同じ。)、合併若しくは分割後存続する保険者又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険者(以下「成立保険者等」という。)に係る合併、分割又は解散が行われた年度(以下「合併等年度」という。)の感染症法第36条の14第3項に規定する流行初期医療確保拠出金等(以下単に「流行初期医療確保拠出金等」という。)の額は、次の各号に掲げる成立保険者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われたときは、この限りでないこととする。(感染症法施行令第9条の7関係)

i 合併又は分割により成立した保険者: 当該保険者が当該合併により消滅した保険者又は当該分割により消滅した保険者若しくは当該分割後存続する保険者から承継した合併等年度の流行初期医療確保拠出金等に係る債務の額

ii 合併後存続する保険者又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険

- 者：当該合併又は解散前における当該保険者に係る合併等年度の流行初期医療確保拠出金等の額に当該合併又は解散により消滅した保険者から承継した合併等年度の流行初期医療確保拠出金等に係る債務の額を加えて得た額
- iii 分割後存続する保険者：当該分割前における当該保険者に係る合併等年度の流行初期医療確保拠出金等の額から当該分割により成立した保険者が承継した合併等年度の流行初期医療確保拠出金等に係る債務の額を控除して得た額
- ⑦ 感染症法第 36 条の 19 第 3 項の規定による流行初期医療確保拠出金等及び延滞金（感染症法第 26 条の 20 に規定する延滞金をいう。）の徴収の請求は、感染症法第 36 条の 19 第 1 項の規定による督促を受けた保険者等の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対して行うものとする。ただし、当該保険者等のうち厚生労働大臣の指定する保険者等に係る当該請求は、厚生労働大臣に対して行うものとする。（感染症法施行令第 9 条の 8 関係）
- ⑧ 感染症法第 36 条の 21 第 1 項の規定により流行初期医療確保拠出金等の一部の納付の猶予を受けようとする保険者等は、支払基金に対し、次に掲げる事項を記載した納付猶予申請書を提出して申請しなければならないこととする。（感染症法施行規則第 19 条の 10 第 1 項関係）
- i 納付の猶予を受けようとする流行初期医療確保拠出金等の一部の額
 - ii 納付の猶予を受けようとする期間
- ⑨ ⑧の納付猶予申請書には、やむを得ない事情により当該保険者等が流行初期医療確保拠出金等を納付することが著しく困難であることを明らかにすることのできる書類を添付しなければならないこととする。（感染症法施行規則第 19 条の 10 第 2 項関係）
- ⑩ 感染症法第 36 条の 23 第 1 項の政令で定める収入は、感染症法第 36 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる措置に係る補助金のうち感染症法第 36 条の 9 第 1 項に規定する流行初期医療の確保に要する費用に係るものとして厚生労働大臣が定めるもの（以下「流行初期医療確保補助金」という。）とする。（感染症法施行令第 9 条の 9 第 1 項関係）
- ⑪ 感染症法第 36 条の 23 第 1 項の政令で定める額は、i に掲げる額から ii に掲げる額を控除した額（当該額が同項の流行初期医療の確保に要する費用に係る収入の額（以下「流行初期医療確保費用収入額」という。）を上回る場合には、流行初期医療確保費用収入額）とする。（感染症法施行令第 9 条の 9 第 2 項関係）
- i ②の規定により算定した額、流行初期医療確保費用収入額及び流行初期医療確保補助金の額の合計額
 - ii ③の規定により算定した額及び当該額から②の規定により算定した額を控除した額に 8 分の 2 を乗じて得た額の合計額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

- ⑫ 感染症法第 36 条の 23 第 1 項に規定する流行初期医療の確保に要する費用の返納及び第 36 条の 24 第 1 項に規定する流行初期医療の確保に要する費用の返還に関する技術的読替えを定めるものとする。(感染症法施行令第 9 条の 10 及び第 9 条の 11 関係)
- ⑬ 感染症法第 36 条の 25 第 2 項の厚生労働省令で定める者は、公益社団法人国民健康保険中央会とする。(感染症法施行規則第 19 条の 11 関係)
- ⑭ 感染症法第 36 条の 27 の厚生労働省令で定める事項は、当該年度の各月末日における加入者の数とする。(感染症法施行規則第 19 条の 12 関係)

＜支払基金の債券等の取扱いについて＞

- ① 感染症法第 36 条の 32 第 1 項の規定により支払基金が発行する債券(以下「基金流行初期医療確保措置債券」という。)は、無記名式とする。(感染症法施行令第 9 条の 12 関係)
- ② 基金流行初期医療確保措置債券の発行は、募集の方法によることとする。(感染症法施行令第 9 条の 13 関係)
- ③ 基金流行初期医療確保措置債券の募集に応じようとする者は、基金流行初期医療確保措置債券申込証にその引き受けようとする基金流行初期医療確保措置債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならないこととする。(感染症法施行令第 9 条の 14 第 1 項関係)
- ④ 社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある基金流行初期医療確保措置債券(以下「振替基金流行初期医療確保措置債券」という。)の募集に応じようとする者は、③の記載事項のほか、自己のために開設された当該基金流行初期医療確保措置債券の振替を行うための口座(以下「振替口座」という。)を基金流行初期医療確保措置債券申込証に記載しなければならないこととする。(感染症法施行令第 9 条の 14 第 2 項関係)
- ⑤ 基金流行初期医療確保措置債券申込証は、支払基金が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならないこととする。(感染症法施行令第 9 条の 14 第 3 項関係)
 - i 基金流行初期医療確保措置債券の名称
 - ii 基金流行初期医療確保措置債券の総額
 - iii 各基金流行初期医療確保措置債券の金額
 - iv 基金流行初期医療確保措置債券の利率
 - v 基金流行初期医療確保措置債券の償還の方法及び期限
 - vi 利息の支払の方法及び期限
 - vii 基金流行初期医療確保措置債券の発行の価額
 - viii 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨

- ix 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
 - x 応募額が基金流行初期医療確保措置債券の総額を超える場合の措置
 - xi 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号
- ⑥ ③から⑤までの規定は、政府若しくは地方公共団体が基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける場合又は基金流行初期医療確保措置債券の募集の委託を受けた会社が自ら基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しないこととする。(感染症法施行令第9条の15第1項関係)
- ⑦ ⑥の場合において、振替基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替基金流行初期医療確保措置債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を支払基金に示さなければならないこととする。(感染症法施行令第9条の15第2項関係)
- ⑧ 基金流行初期医療確保措置債券の応募総額が基金流行初期医療確保措置債券の総額に達しないときでも基金流行初期医療確保措置債券を成立させる旨を基金流行初期医療確保措置債券申込証に記載したときは、その応募額をもって基金流行初期医療確保措置債券の総額とする。(感染症法施行令第9条の16関係)
- ⑨ 基金流行初期医療確保措置債券の募集が完了したときは、支払基金は、遅滞なく、各基金流行初期医療確保措置債券についてその全額の払込みをさせなければならないこととする。(感染症法施行令第9条の17関係)
- ⑩ 支払基金は、⑨の払込みがあったときは、遅滞なく、債券を発行しなければならないこととする。ただし、基金流行初期医療確保措置債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでないこととする。(感染症法施行令第9条の18第1項関係)
- ⑪ 各債券には、⑤のiからviまで、ix及びxiに掲げる事項並びに番号を記載し、支払基金の理事長がこれに記名押印しなければならないこととする。(感染症法施行令第9条の18第2項関係)
- ⑫ 支払基金は、主たる事務所に基金流行初期医療確保措置債券原簿を備えて置かなければならないこととする。(感染症法施行令第9条の19第1項関係)
- ⑬ 基金流行初期医療確保措置債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならないこととする。(感染症法施行令第9条の19第2項関係)
- i 基金流行初期医療確保措置債券の発行の年月日
 - ii 基金流行初期医療確保措置債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、基金流行初期医療確保措置債券の数及び番号）
 - iii ⑤のiからviまで、viii及びxiに掲げる事項
 - iv 元利金の支払に関する事項
- ⑭ 基金流行初期医療確保措置債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期

が到来した利札については、この限りでないこととする。(感染症法施行令第9条の20第1項関係)

- ⑮ ⑭の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、支払基金は、これに応じなければならないこととする。(感染症法施行令第9条の20第2項関係)

- ⑯ 支払基金は、感染症法第36条の32第1項の規定により基金流行初期医療確保措置債券の発行の認可を受けようとするときは、基金流行初期医療確保措置債券の募集の日の20日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。(感染症法施行令第9条の21第1項関係)

- i 基金流行初期医療確保措置債券の発行を必要とする理由
- ii ⑤のiからviiiまでに掲げる事項
- iii 基金流行初期医療確保措置債券の募集の方法
- iv 基金流行初期医療確保措置債券の発行に要する費用の概算額
- v iiに掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

- ⑰ ⑯の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないこととする。(感染症法施行令第9条の21第2項関係)

- i 作成しようとする基金流行初期医療確保措置債券申込証
- ii 基金流行初期医療確保措置債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面
- iii 基金流行初期医療確保措置債券の引受けの見込みを記載した書面

※ なお、流行初期医療確保措置に係る感染症法の改正の概要については、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について(通知)」(令和4年12月09日付け医政発1209第22号・産情発1209第2号・健発1209第2号・生食発1209第7号・保発1209第3号厚生労働省医政局長・大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官・健康局長・大臣官房生活衛生・食品安全審議官・保険局長通知。以下「令和4年通知」という。)第二の一の18を参照されたい。

※ その他、流行初期医療確保措置に係る運用等の詳細については、今後改めてお示ししていく予定である。

<支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計について>

- ① 支払基金は、感染症法第36条の25第1項に規定する流行初期医療確保措置関係業務(以下「流行初期医療確保措置関係業務」という。)に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならないこととする。(財省令第1条関係)

- ② 感染症第 36 条の 28 の特別の会計（以下「流行初期医療確保措置特別会計」という。）においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算することとする。（財会省令第 2 条関係）
- ③ 流行初期医療確保措置特別会計の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。（財会省令第 3 条関係）
- ④ 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。（財会省令第 4 条関係）
 - i ⑫の経費の指定
 - ii ⑭のただし書の経費の指定
 - iii 感染症法第 36 条の 32 第 1 項の規定による長期借入金の借入れの限度額
 - iv その他予算の実施に関し必要な事項
- ⑤ 収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。（財会省令第 5 条関係）
- ⑥ 支払基金は、感染症法第 36 条の 29 前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。（財会省令第 6 条第 1 項関係）
 - i 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
 - ii 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
 - iii その他当該予算の参考となる書類
- ⑦ 支払基金は、感染症法第 36 条の 29 後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。この場合において、変更が⑥の ii 又は iii に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならないこととする。（財会省令第 6 条第 2 項関係）
- ⑧ 支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができることとする。（財会省令第 7 条第 1 項関係）
- ⑨ 支払基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができないこととする。（財会省令第 7 条第 2 項関係）
- ⑩ 支払基金は、⑨の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。（財会省令第 7 条第 3 項関係）
- ⑪ 支払基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならないこととする。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、⑤の区分にかかわらず支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができることとする。（財会省令第 8 条第 1 項関係）

- ⑫ 支払基金は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができないこととする。(財会省令第8条第2項関係)
- ⑬ 支払基金は、⑫の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。(財会省令第8条第3項関係)
- ⑭ 支払基金は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができることとする。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならないこととする。(財会省令第9条第1項関係)
- ⑮ 支払基金は、⑭のただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。(財会省令第9条第2項関係)
- ⑯ 支払基金は、⑭の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の5月31日までに、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。(財会省令第9条第3項関係)
- ⑰ ⑯の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならないこととする。(財会省令第9条第4項関係)
- i 繰越しに係る経費の支出予算現額
 - ii iの経費の支出予算現額のうち支出決定済額
 - iii iの経費の支出予算現額のうち翌事業年度への繰越額
 - iv iの経費の支出予算現額のうち不用額
- ⑱ 感染症法第36条の29の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならないこととする。(財会省令第10条第1項関係)
- i 感染症法第36条の25第1項第1号に規定する流行初期医療確保拠出金等の徴収及び同項第2号に規定する流行初期医療確保交付金の交付に関する事項
 - ii その他必要な事項
- ⑲ 感染症法第36条の29の資金計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならないこととする。(財会省令第10条第2項関係)
- i 資金の調達方法
 - ii 資金の使途
 - iii その他必要な事項
- ⑳ 支払基金は、感染症法第36条の29後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を

記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。(財会省令第10条第3項関係)

- ⑳ 支払基金は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から当該感染症に係る流行初期医療確保措置関係業務が完了したと認められる月までの間、毎月、収入及び支出については㉑の区分に従いその金額を明らかにした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならないこととする。(財会省令第11条関係)
- ㉒ 感染症法第36条の30第2項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこととする。(財会省令第12条関係)
 - i 事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、支払基金の設立の根拠となる法律が社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)である旨及び流行初期医療確保措置関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省である旨
 - ii 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴
 - iii その事業年度及び過去3事業年度以上の事業の実施状況(㉓の事業計画及び㉔の資金計画の実施の結果を含み、借入金があるときはその借入先、借入に係る目的及び金額を含み、財政投融资資金を受け入れているときはその受入に係る目的及び金額を含み、国から補助金等の交付を受けているときはその名称、受入に係る目的及び金額を含む。)
 - iv 流行初期医療確保措置関係業務の一部の委託を受け、又は流行初期医療確保措置関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体(会社を除く。)であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの(以下「関連一般社団法人等」という。)の名称、事務所の所在地及び基本財産(基本財産に相当するものを含む。以下同じ。)を有するときはその額、事業内容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係
 - v 支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要(当該関係を示す系統図を含む。)
 - vi 支払基金が対処すべき課題(流行初期医療確保措置関係業務に係るものに限る。)
- ㉓ 感染症法第36条の30第2項の決算報告書は、収入支出決算書とする。(財会省令第13条第1項関係)
- ㉔ ㉓の決算報告書には、㉕の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を記載しなければならないこととする。(財会省令第13条第2項関係)
- ㉕ ㉓の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、こ

れに次に掲げる事項を記載しなければならないこととする。(財会省令第 14 条関係)

- i 次に掲げる収入に関する事項
 - イ 収入予算額
 - ロ 収入決定済額
 - ハ 収入予算額と収入決定済額との差額
- ii 次に掲げる支出に関する事項
 - イ 支出予算額
 - ロ 前事業年度からの繰越額
 - ハ 予備費の使用の金額及びその理由
 - ニ 流用の金額及びその理由
 - ホ 支出予算現額
 - ヘ 支出決定済額
 - ト 翌事業年度への繰越額
 - チ 不用額

②⑥ 感染症法第 36 条の 30 第 3 項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならないこととする。(財会省令第 15 条関係)

- i 次に掲げる主な資産及び負債の明細
 - イ 長期借入金の明細(借入先(財政投融资資金による借入れの有無を含む。)並びに借入先ごとの事業年度当初及び事業年度末における借入残高を含む。)
 - ロ 引当金及び準備金の明細(引当金及び準備金の種類ごとの事業年度当初及び事業年度末における状況を含む。)
 - ハ 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細
 - ニ 子会社(支払基金が議決権の過半数を実質的に所有している他の会社をいう。この場合において、支払基金及び子会社又は子会社が議決権の過半数を実質的に所有している他の会社は、支払基金の子会社とみなす。以下同じ。)及び支払基金(支払基金が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)が議決権の 100 分の 20 以上、100 分の 50 以下を実質的に所有し、かつ、支払基金が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社(以下「関連会社」という。)の株式であって支払基金が保有するもの(流行初期医療確保措置特別会計において計上されるものに限る。)の明細(子会社及び関連会社の名称及び一株の金額並びに所有株数、取得価額、貸借対照表計上額並びに事業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状況を含む。)
 - ホ ニに掲げるもののほか、支払基金が行う出資に係る出資金(流行初期医療確保措置特別会計において計上されるものに限る。)の明細

- ヘ 子会社及び関連会社に対する債権及び債務の明細
 - ト イからへまでに掲げるもののほか、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、短期借入金、未決算勘定その他の主な資産及び負債の明細
- ii 次に掲げる主な費用及び収益の明細
 - イ 国からの補助金等の明細（当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、当該補助金等に係る国の会計区分並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係を含む。）
 - ロ 役員及び職員の給与費の明細
 - ハ 関連一般社団法人等に対し基本財産へのおえんその他のおえんを行っているときは、当該法人ごとのおえん額
 - ニ イ及びハに掲げるもののほか、流行初期医療確保措置関係業務の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細
- ②⑦ 感染症法第36条の30第3項の厚生労働省令で定める期間は、5年間とする。（財会省令第16条関係）
- ②⑧ 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に要する経費に充てるため、感染症法第36条の32第1項の規定により長期借入金若しくは短期借入金の借入の認可を受けようとするとき、又は同条第3項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。（財会省令第17条関係）
 - i 借入れを必要とする理由
 - ii 借入金の額
 - iii 借入先
 - iv 借入金の利率
 - v 借入金の償還方法及び期限
 - vi 利息の支払の方法及び期限
 - vii その他必要な事項
- ②⑨ 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務の財務及び会計に関し、感染症法及び財会省令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならないこととする。（財会省令第18条第1項関係）
- ③⑩ 支払基金は、②⑨の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならないこととする。これを変更しようとするときも同様とする。（財会省令第18条第2項関係）
- ③⑪ 支払基金は、②⑨の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならないこととする。（財会省令第18条第3項関係）

＜支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項について＞

- ① 感染症法第 36 条の 26 第 2 項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。（業務方法書省令関係）
 - i 感染症法第 36 条の 25 第 1 項第 1 号の規定による流行初期医療確保拠出金等の徴収に関する事項
 - ii 感染症法第 36 条の 25 第 1 項第 2 号の規定による流行初期医療確保交付金（感染症法第 36 条の 13 第 1 項に規定する流行初期医療確保交付金をいう。）の交付に関する事項
 - iii 感染症法第 36 条の 25 第 1 項第 3 号の規定による流行初期医療確保措置に係る事務に関する事項
 - iv その他社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に関し必要な事項

＜医療措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等について＞

感染症法第 36 条の 5 第 5 項に規定により、同条第 3 項の規定による報告をすべき医療機関（厚生労働省令で定める感染症指定医療機関に限る。）の管理者は、電磁的方法であって、都道府県知事及び厚生労働大臣が閲覧することができるもの（※）により当該報告を行わなければならないとされているところ、当該厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、感染症法第 6 条第 16 項に規定する第一種協定指定医療機関とする。（感染症法施行規則第 19 条の 4 第 3 項関係）

また、第一種協定指定医療機関を除く感染症法第 36 条の 5 第 3 項の規定による報告をすべき医療機関の管理者については、当該電磁的方法による報告は努めるものとする。（感染症法第 36 条の 5 第 6 項関係）

※ 新型コロナウイルス感染症の対応では、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により、新型コロナウイルス感染症に係る確保病床の状況等について報告を行っていただいているところであるが、本報告に係る具体的内容・方法等については、こうした状況も踏まえつつ、今後お示ししていく予定である。

2 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の医療に要する費用負担等

(1) 改正の趣旨

新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の宿泊・自宅療養者が受ける外来医療・在宅医療について、入院医療と同様に公費負担医療の仕組みを新設ため、当

該仕組みの詳細について規定する。

(2) 改正の概要

- ① 感染症法第 44 条の 3 の 2 第 1 項及び第 50 条の 3 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める医療は、以下のとおりとする。（感染症法施行規則第 23 条の 8 関係）
 - i 診察
 - ii 薬剤又は治療材料の支給
 - iii 医学的処置その他の治療
 - iv 感染症法第 44 条の 3 第 2 項の宿泊施設若しくは居宅又はこれに相当する場所における療養上の世話その他の看護
- ② 感染症法第 44 条の 3 の 2 及び第 50 条の 3 に規定する申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。（感染症法施行規則第 23 条の 9 第 1 項関係）
 - i 患者の住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号（以下「患者の住所等」という。）
 - ii 申請者が患者の保護者の場合にあっては、当該保護者の住所、氏名（保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地及び名称）及び個人番号並びに患者との関係（以下「保護者の住所等」という。）
 - iii 患者が感染症法第 39 条第 1 項に規定する者に該当する場合にあっては、その旨
- ③ 感染症法第 44 条の 3 の 2 及び第 50 条の 3 に規定する申請の申請書には次に掲げるものを添付しなければならないこととする。ただし、ii については、都道府県知事は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができるものとする。（感染症法施行規則第 23 条の 9 第 2 項関係）
 - i 感染症法施行規則第 23 条の 4 第 1 項又は第 26 条の 2 第 1 項の規定による通知の写し
 - ii 当該患者並びにその配偶者及び民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者の当該費用の負担能力を把握するために都道府県知事が必要と認める書類
- ④ 感染症法第 44 条の 3 の 3 及び第 50 条の 4 に規定する申請は、患者の住所等及び保護者の住所等、患者が感染症法第 39 条に規定する者に該当する場合にあってはその旨のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。（感染症法施行規則第 23 条の 10 第 1 項関係）
 - i 支給を受けようとする療養費の額
 - ii 感染症法第 44 条の 3 の 3 第 1 項後段又は第 50 条の 4 第 1 項後段に規定す

る場合に係るものにあつては、緊急その他やむを得ない理由

- ⑤ 感染症法第 44 条の 3 の 3 及び第 50 条の 4 に規定する申請の申請書には、当該医療に要した費用を証明する書類を添付しなければならないこととする。

(感染症法施行規則第 23 条の 10 第 2 項関係)

- ⑥ 感染症法第 44 条の 3 第 5 項及び第 6 項、第 44 条の 3 の 2、第 44 条の 3 の 3、第 50 条の 3 並びに第 50 条の 4 に規定する事務について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 2 条第 2 号の 2 の特定新型インフルエンザ等対策に位置づける。（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 1 条関係）

- ⑦ 感染症法第 41 条第 2 項に規定する健康保険の診療報酬の例によることができないうとき、及びこれによることを適当としないときの厚生労働大臣が定めるところによる診療報酬に、感染症法第 44 条の 3 の 2 第 1 項及び第 50 条の 3 第 1 項に関する規定を追加する。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬（平成 19 年厚生労働省告示第 123 号）第 1 号関係）

- ⑧ その他関係法令の規定を整備する。（健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保法施行規則」という。）第 98 条、第 106 条、第 107 条及び第 108 条、船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第 5 号）第 86 条、第 96 条、第 97 条及び第 98 条、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 5 条の 5、第 27 条の 12 及び第 27 条の 15、社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和 23 年厚生省令第 56 号）第 4 条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 13 条、第 61 条及び第 68 条関係）

3 新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症の所見がある者の退院等の届出

(1) 改正の趣旨

感染症法第 44 条の 3 の 6 及び第 50 条の 7 の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関及び届出の時期等については、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行について（通知）」（令和 5 年 3 月 27 日付け健発 0327 第 11 号厚生労働省健康局長通知）」一の 5 においてお示ししたところではあるが、令和 6 年 4 月 1 日から第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関が新設されることを踏まえ、新型インフルエンザ等感染症等に関する入院医療を担うことが想定される第一種協定指定医療機関については、電磁的方法により退院等の届出を求めることとする。

(2) 改正の概要

感染症法第 44 条の 3 の 6 及び第 50 条の 7 の厚生労働省令で定める感染症指定

医療機関に、感染症法第 38 条第 2 項の規定によって指定された第一種協定指定医療機関を追加する。(感染症法施行規則第 23 条の 12 関係)

なお、感染症法第 12 条第 1 項に基づく医師の発生届の電磁的方法による届出については、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関ともに同条第 6 項のとおり努力義務ではあるものの、次の感染症対策に万全を期する観点から、迅速な発生動向の把握等に繋げるため、可能な限り電磁的方法により行っていたことが望ましい。

4 医薬品等の供給情報の報告徴収・生産促進要請等

改正の趣旨及び概要については、以下の通り。

なお、今後、厚生労働省において、事業者に対して各々の規定の具体的な適用条件や適用場面等を示したガイドラインを策定し、施行期日までに公表することとしている。

(1) 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に必要な医薬品、医療機器、個人防護具その他の物資並びに当該物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材（以下「感染症対策物資等」という。）について、感染症発生・まん延時において不足する事態に対処するため、事業者に対する生産要請や物資の需給状況に係る報告徴収に係る規定を新設する。

(2) 改正の概要

① 国は、感染症対策物資等について、需要の増加又は輸入の減少その他の事情により、その供給が不足し、又はそのおそれがあるため、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難になることにより、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある場合等において、事業者に対して生産・輸入・出荷調整の要請、売渡し・貸付け・輸送・保管に関する指示等を行うことができるものとする。また、国は生産・輸入の要請及び売渡し・貸付け・輸送・保管に関する指示に従った者に対し、必要な財政上の措置その他の措置を講ずることができるものとする。(感染症法第 53 条の 16 から第 53 条の 21 まで関係)

② 感染症法第 53 条の 16 第 1 項に基づく厚生労働大臣からの要請に応じ、同条第 3 項に基づき生産業者が行う生産計画の届出（感染症法第 53 条の 18 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。(感染症法施行規則第 27 条の 12 関係)

③ 厚生労働大臣又は感染症対策物資等の生産・輸入・販売・貸付けの事業を所管する大臣は、感染症対策物資等の国内の需給状況を把握するため、事業者

対し、感染症対策物資等の生産・輸入・販売・貸付けの状況について報告を求めることができるものとし、報告を求められた事業者はこれに応じるよう努めなければならないものとする。(感染症法第 53 条の 22 関係)

二 医療法の一部改正

医薬品等に係る報告徴収

改正の趣旨及び概要については、以下の通り（令和 4 年通知第二の五の 2 と同様）。

なお、今後、厚生労働省において、事業者に対して各々の規定の具体的な適用条件や適用場面等を示したガイドラインを策定し、施行期日までに公表することとしている。

(1) 改正の趣旨

感染症発生・まん延時をはじめとして、生産や輸入の停止・遅延等が発生した場合には、様々な医薬品等の供給に影響が出ることが想定される。これにより、通常の医療にまで影響が及ぶことのないよう、感染症対策物資等に当たらない医薬品等についても、事業者に対して生産等の情報を求めることを可能とする。

(2) 改正の概要

厚生労働大臣は、医薬品等について、生産の減少その他の事情によりその供給が不足し、又は不足するおそれがあるため、医療を受ける者の利益が大きく損なわれるおそれがある場合には、事業者に対して当該医薬品等の生産・輸入・販売・貸付けの状況について報告を求めることができるものとし、報告を求められた事業者はこれに応じなければならないものとする。また、厚生労働大臣は、事業者から医薬品等の状況について報告を受けた場合には、当該状況に関する情報を公表するものとする。

三 検疫法の一部改正

平時における医療機関との協定の締結

(1) 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、検疫所が、平時から医療機関と協定を締結し連携体制を構築することにより、感染症が発生したときに、円滑に隔離・停留による入院措置を講じられる体制を確保することについて、法的枠組を整備することとする。

(2) 改正の概要

検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 23 条の 4 第 1 項において厚生労働省令で定めることとされている検疫所が医療機関と締結する協定に定める事項は、医療機関が行う医療の内容、入院の委託に係る費用の額の算定方法、退院に関する事

項、協定の有効期間その他検疫所長が必要と認める事項とする。（検疫法第 23 条の 4 第 1 項及び検疫法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 53 号）第 8 条の 2 関係）

四 健康保険法の一部改正

流行初期医療確保拠出金等について

(1) 改正の趣旨

感染症法第 36 条の 14 第 3 項の規定により、全国健康保険協会（以下「協会」という。）及び健康保険組合は流行初期医療確保拠出金等を納付する義務を負うこととされたことから、健康保険組合の準備金の取り崩し等に係る規定において、流行初期医療確保拠出金等を追加する。

(2) 改正の概要

- ① 健康保険組合は、保険給付に要する費用の不足を補う場合を除いて、準備金を取り崩してはならないこととされているところ、当該保険給付に要する費用に流行初期医療確保拠出金等の給付に要する費用を追加する。（健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保法施行令」という。）第 20 条関係）
- ② 健康保険事業の収支が均衡しない指定健保組合として厚生労働大臣の指定を受ける要件の 1 つとして、健康保険組合の組合員である被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額の合算額に占める当該健康保険組合の保険給付に要した費用の額等の割合が一定割合を超える状態が継続していることが定められているところ、当該保険給付に要した費用の額に流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額を追加する。（健保法施行令第 29 条関係）
- ③ 協会及び健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度とその直前の 2 事業年度において行った保険給付に要した費用の額の一事業度当たりの平均額の 12 分の 1 に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならないこととされているところ、当該保険給付に要した費用の額に流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額を追加する。（健保法施行令第 46 条関係）
- ④ 健康保険組合連合会（以下「連合会」という。）が行う交付金の交付事業の対象となる健康保険組合の基準として、所要保険料率が連合会の会員である全健康保険組合の平均の所要保険料率以上であることが定められているところ、所要保険料率の算出において勘案すべき費用として、流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額を追加する等の改正を行う。（健保法施行令第 65 条第 1 項関係）
- ⑤ 調整保険料率の算定に用いる修正率を定めるに当たって勘案すべき費用の対象に、流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の見込額を追加する。（健保法施行令第 67 条第 3 項関係）

- ⑥ 協会が、準備金の積立ての予定額及び準備金の取崩し見込額を算定するに当たって勘案する額として、流行初期医療確保拠出金等に要する費用の額を追加する。(健保法施行規則第 135 条の 7 関係)
- ⑦ 概算日雇拠出金の算定については、各年度の日雇特例被保険者に係る健康保険事業についての予定額を基礎とすることとされているところ、当該健康保険事業に流行初期医療確保拠出金等の納付に関する事業を追加する等の改正を行う。(健保法施行規則第 150 条関係)

五 船員保険法の一部改正

流行初期医療確保拠出金等について

(1) 改正の趣旨

感染症法第 36 条の 14 第 3 項の規定により、協会は流行初期医療確保拠出金等を納付する義務を負うこととされたことから、協会の準備金の積み立て等に係る規定において、流行初期医療確保拠出金等を追加する。

(2) 改正の概要

- ① 協会は、毎事業年度末において、当該事業年度とその直前の 2 事業年度において行った保険給付に要した費用の額の 1 事業年度当たりの平均額の 12 分の 1 に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならないこととされているところ、当該保険給付に要した費用の額に流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額を追加する。(船員保険法施行令(昭和 28 年政令第 240 号。以下「船保法施行令」という。)第 28 条関係)
- ② 船員保険法附則第 9 条第 1 項の船員保険事業に要する費用の支出に備えるため必要な額として算定した額は、当該事業年度及びその直前の 2 事業年度内において行った保険給付に要した費用の額の 2 事業年度当たりの平均額の 12 分の 1 に相当する額として積み立てられた準備金の額とされているところ、当該保険給付に要した費用の額に流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額を追加する。(船保法施行令附則第 6 条関係)

六 国民健康保険法の一部改正

流行初期医療確保拠出金等について

(1) 改正の趣旨

感染症法第 36 条の 14 第 3 項の規定により、都道府県及び国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)は流行初期医療確保拠出金等を納付する義務を負うこととされたことから、国保組合の特別積立金等に係る規定において、流行初期医療確保拠出金又は流行初期医療確保拠出金等を追加する。

(2) 改正の概要

- ① 国保組合が初年度を除く毎年度積み立てる特別積立金について、当該年度内に納付した流行初期医療確保拠出金等の額からその納付に要する費用に係る補助金の額を除いた額の 12 分の 1 を追加し、事業開始の初年度についても同様に、流行初期医療確保拠出金等を含めるための規定の整備を行う。（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保法施行令」という。）第 19 条第 1 項及び第 2 項関係）
- ② 国保組合の積み立てる給付費等支払準備金について、流行初期医療確保拠出金等の納付に不足が生じたときも追加する。（国保法施行令第 20 条第 4 項関係）
- ③ 国が国保組合に対して支払う事務費負担金の対象となる国民健康保険の事務に、流行初期医療確保拠出金の納付に関する事務を含める。（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号。以下「国保算定政令」という。）第 1 条第 1 項及び第 2 項並びに国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 11 号。以下「国保事務費省令」という。）第 2 条関係）
- ④ 国が都道府県に対して支払う当該国庫負担の算定対象額に、流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額を追加する。（国保算定政令第 2 条第 1 項関係）
- ⑤ 国保財政の収入に相当する額が所定の額に満たない都道府県に交付する普通調整交付金について、当該額に、流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額を追加する。（国保算定政令第 4 条第 2 項第 2 号関係）
- ⑥ 国の国保組合に対する当該補助の算定対象額に、流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額を、国が国保組合に対する当該補助を増額する場合に勘案する費用の額に、流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額を追加する。（国保算定政令第 5 条第 1 項及び第 8 項関係）
- ⑦ 都道府県が当該都道府県内の各市町から徴収する国民健康保険事業費納付金については、一般納付金基礎額に基づいて算定されており、一般納付金基礎額は一般納付金算定基礎額を用いて算定されているところ、流行初期医療確保拠出金等についても、一般納付金算定基礎額に含まれるよう規定の整備を行う。（国保算定政令第 9 条第 2 項関係）
- ⑧ 都道府県は、国民健康保険に係る都道府県の収入が基金事業対象費用額を下回る場合に財政安定化基金を取り崩すことができることとされているところ、基金事業対象費用額の算定について、流行初期医療確保拠出金等も含まれるよう規定の整備を行う。（国保算定政令第 19 条関係）
- ⑨ 国が都道府県に対して交付する普通調整交付金の算定に用いる調整対象需要額の算定方法が定められているところ、当該項目に流行初期医療確保拠出金等に要した費用の額を追加する。（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭

和 38 年厚生省令第 10 号)第4条関係)

- ⑩ 組合特定被保険者に係る納付費用額の算定方法が定められているところ、当該項目に流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額を追加する。(国保事務費省令第 7 条の 4 関係)
- ⑪ 国が各組合に対して補助する組合普通調整補助金の算定に用いる組合調整対象需要額の算定方法が定められているところ、当該項目に流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額を追加する。(国保事務費省令第 13 条関係)

七 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

流行初期医療確保拠出金等について

(1) 改正の趣旨

感染症法第 36 条の 14 第 3 項の規定により、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は流行初期医療確保拠出金等を納付する義務を負うこととされたことから、保険料等に係る規定において、流行初期医療確保拠出金等を追加する。

(2) 改正の概要

- ① 被保険者に対して課する保険料の賦課総額の算定に際し、広域連合が勘案すべき費用の対象に流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額を追加する。
(高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条関係)
- ② 負担対象額に、流行初期医療確保拠出金の額から当該流行初期医療確保拠出金の額に療養の給付等に要した費用の額に占める特定費用額の割合を乗じて得た額を控除した額（以下「負担対象拠出金額」という。）を加えた合計額の 12 分の 3 に相当する額を国の負担額とし、負担対象額と負担対象拠出金額の合計額を「負担対象総額」と置く。(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号。以下「高齢者医療算定政令」という。）第 4 条関係)
- ③ 都道府県及び市町村が広域連合に対して負担する額に、負担対象拠出金額が追加されることに伴い、「負担対象額」を「負担対象総額」に改める。(高齢者医療算定政令第 7 条及び第 9 条関係)
- ④ 後期高齢者交付金の算定に際し、支払基金が勘案すべき費用の対象に当該年度における負担対象拠出金額に 1 から当該年度における後期高齢者負担率及び 100 分の 50 を控除して得た率を乗じて得た額並びに当該年度における特定流行初期医療確保拠出金の額に 1 から当該年度における後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額を追加することとする。(高齢者医療算定政令第 11 条関係)
- ⑤ 財政安定化基金による交付事業における基金事業対象比率が勘案すべき費用の対象に流行初期医療確保拠出金等を追加することとする。(高齢者医療算定政令

第 13 条第 7 項及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成 19 年厚生労働省令第 140 号。以下「高齢者医療算定省令」という。)第 28 条関係)

- ⑥ 基金事業対象収入額及び基金事業対象費用額の合計に流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用を追加することとする。(高齢者医療算定政令第 17 条及び第 18 条並びに高齢者医療算定省令第 33 条関係)
- ⑦ 今般の改正で、調整前確定後期高齢者支援金の算定の基準となる額に、流行初期医療確保拠出金等に係る額が追加されることに伴い、「保険納付対象額」を「保険納付対象総額」に改める。(高齢者医療算定政令第 25 条の 3 関係)
- ⑧ 前期高齢者交付金の額に含まれることになった前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額は、当該年度の前々年度における流行初期医療確保拠出金の額に同年度における当該保険者に係る前期高齢者給付費額を同年度における当該保険者に係る医療に関する給付の額で除して得た率を乗じて得た額とする。(高齢者医療算定省令第 11 条の 2 関係)
- ⑨ 確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象総額の総額は、当該年度の前々年度の広域連合の負担対象額の総額に 1 から同年度の後期高齢者負担率及び 100 分の 50 を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度の広域連合の特定費用額の総額に 1 から同年度の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額に、同年度の広域連合の負担対象拠出金額の総額に 1 から同年度の後期高齢者負担率及び 100 分の 50 を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度の広域連合の特定流行初期医療確保拠出金の額の総額に 1 から同年度の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額を加えて得た額とする。(高齢者医療算定省令第 39 条関係)
- ⑩ 調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象総額の総額は、当該年度の広域連合の負担対象額の総額に 1 から同年度の後期高齢者負担率及び 100 分の 50 を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度の広域連合の特定費用額の総額に 1 から同年度の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額に、同年度の広域連合の負担対象拠出金額の総額に 1 から同年度の後期高齢者負担率及び 100 分の 50 を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度の広域連合の特定流行初期医療確保拠出金の額の総額に 1 から同年度の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額を加えて得た額とする。(高齢者医療算定省令第 40 条の 4 関係)
- ⑪ 前期高齢者の流行初期医療確保拠出金の額は、1 円未満の端数を切り捨てることとする。(高齢者医療算定政令第 46 条関係)
- ⑫ 国が広域連合に対して交付する普通調整交付金の算定に用いる調整対象需要額の算定方法が定められているところ、当該項目に流行初期医療確保拠出金及び特定流行初期医療確保拠出金の納付に要した費用の額を追加する。(後期高齢者医療の調

整交付金の交付額の算定に関する省令(平成 19 年厚生労働省令第 141 号)第4条関係)

八 その他

検疫前の通報事項について

(1) 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症対応における検疫措置においては、入国者の情報を検疫所において迅速かつ正確に入手することが重要であった。それを踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、検疫前に乗客等に関する必要事項を事前に把握できるよう検疫前の通報事項を追加する。

(2) 改正の概要

検疫法第 6 条において厚生労働省令で定めることとされている検疫前の通報事項として、乗組員の氏名、生年月日、国籍、旅券の番号及び職種、乗客の氏名、生年月日、国籍、旅券の番号及び乗込地名並びにその他検疫のために必要な情報を追加する。なお、今回追加する検疫前の通報事項は、検疫所長が国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入することを防止する上で必要がないと認めるときは、当該事項の全部又は一部の通報を要しないこととする。(検疫法施行規則第 1 条の 2 関係)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年一月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（二）類感染症及び新型コロナウイルス等感染症の患者に関する読替え」に改める。

第九条の次に次の二十条を加える。

（流行初期医療確保措置の実施期間）

第九条の二 法第三十六条の九第一項の政令で定める期間は、法第十六条第二項に規定する新型コロナウイルスエンザ等感染症等に係る発生等の公表（次条第二項において「新型コロナウイルスエンザ等感染症等に係る発生等の公表」という。）が行われた新型コロナウイルスエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症のまん延の状況その他の事情を勘案して当該感染症について厚生労働大臣が定める期間とする。

（対象医療機関の診療報酬の額等）

第九条の三 法第三十六条の九第一項に規定する対象医療機関（以下この条において単に「対象医療機関」という。）が同項に規定する医療協定等措置を講じたと認められる日（次項において「医療協定等措置認定日」という。）の属する月における当該対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる医療機関の区分に応じ、当該月の当該各号に定める費用（次項において「公的医療保険給付費」という。）として当該対象医療機関に支払われる額とする。

一 法第三十六条の二第一項第一号に掲げる措置を講じたと認められる医療機関 健康保険法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給に要する費用

二 前号に掲げる医療機関以外の医療機関 外来療養（健康保険法第六十三条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）、船員保険法第五十三条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）、国民健康保険法第三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）、国家公務員共済組合法第五十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）、地方公務員等共済組合法第五十六条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）、給付並びに外来療養に係る保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給に要する費用

2 法第三十六条の九第一項の政令で定める月は、新型コロナウイルスエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日（第九条の五において「新型コロナウイルスエンザ等感染症等発生等公表日」という。）前一年以内において医療協定等措置認定日に応ずる日の属する月（厚生労働大臣が定める理由により当該月によることが適当でない）と認められる場合においては、当該理由に応じ厚生労働大臣が定める月）とし、当該月における対象医療機関の診療報酬の額として政令で定めるところにより算定した額は、当該月の公的医療保険給付費として、当該対象医療機関に支払われた額とする。

（流行初期医療の確保に要する費用の額）

第九条の四 法第三十六条の十の政令で定めるところにより算定した額は、前条第二項の規定により算定した額から同条第一項の規定により算定した額を控除した額に八分の十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

（国の交付金の額）
第九條の五 法第三十六條の十二の規定により国が都道府県に対して交付する額は、各都道府県につき、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表日の属する月から第九條の二に規定する厚生労働大臣が定める期間が経過する日の属する月までの間（次条において「流行初期医療確保措置実施期間」という。）における流行初期医療確保措置（法第三十六條の九第一項に規定する流行初期医療確保措置をいう。次条において同じ。）に要した費用の額の八分の三に相当する額とする。

（流行初期医療確保交付金の額）

第九條の六 法第三十六條の十三の規定により社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が都道府県に対して交付する額は、各都道府県につき、流行初期医療確保措置実施期間における流行初期医療確保措置に要した費用の額の二分の一に相当する額とする。

（保険者の合併等の場合における流行初期医療確保拠出金等の額の算定の特例）

第九條の七 合併若しくは分割により成立した保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七條第二項に規定する保険者をいう。以下この条において同じ。）、合併若しくは分割後存続する保険者又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険者（以下この条において「成立保険者等」という。）に係る合併、分割又は解散が行われた年度（以下この条において「合併等年度」という。）の法第三十六條の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等（以下単に「流行初期医療確保拠出金等」という。）の額は、次の各号に掲げる成立保険者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われたときは、この限りでない。

一 合併又は分割により成立した保険者 当該合併又は分割により消滅した保険者又は当該分割により消滅した保険者若しくは当該分割後存続する保険者から承継した合併等年度の流行初期医療確保拠出金等に係る債務の額

二 合併後存続する保険者又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険者 当該合併又は解散前における当該保険者に係る合併等年度の流行初期医療確保拠出金等の額に当該合併又は解散により消滅した保険者から承継した合併等年度の流行初期医療確保拠出金等に係る債務の額を加えて得た額

三 分割後存続する保険者 当該分割前における当該保険者に係る合併等年度の流行初期医療確保拠出金等の額から当該分割により成立した保険者が承継した合併等年度の流行初期医療確保拠出金等に係る債務の額を控除して得た額

（流行初期医療確保拠出金等及び延滞金の徴収の請求）

第九條の八 法第三十六條の十九第三項の規定による流行初期医療確保拠出金等及び延滞金（法第三十六條の二十に規定する延滞金をいう。）の徴収の請求は、法第三十六條の十九第一項の規定による督促を受けた保険者等（法第三十六條の十四第一項に規定する保険者等をいう。以下この条において同じ。）の主たる事務所の所在地の都道府県知事に対して行うものとする。ただし、当該保険者等のうち厚生労働大臣の指定する保険者等に係る当該請求は、厚生労働大臣に対して行うものとする。

（流行初期医療の確保に要する費用の返納）

第九條の九 法第三十六條の二十三第一項の政令で定める収入は、法第三十六條の二第二項第一号又は第二号に掲げる措置に係る補助金のうち法第三十六條の九第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用に係るものとして厚生労働大臣が定めるもの（次項において「流行初期医療確保補助金」という。）とする。

2 法第三十六條の二十三第一項の政令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該額が同項の流行初期医療の確保に要する費用に係る収入の額（以下この項において「流行初期医療確保費用収入額」という。）を上回る場合には、流行初期医療確保費用収入額）とする。

一 第九條の三第一項の規定により算定した額、流行初期医療確保費用収入額及び流行初期医療確保補助金の額の合計額

二 第九條の三第二項の規定により算定した額及び当該額から同条第一項により算定した額を控除した額に八分の二を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

第九條の十 法第三十六條の二十三第四項において法第三十六條の十九から第三十六條の二十二までの規定を準用する場合においては、これらの規定中「支払基金」とあるのは「都道府県知事」と、「保険者等」とあるのは「対象医療機関」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六條の十九第一項	流行初期医療確保拠出金等	第三十六條の二十三第一項に規定する返納金（以下「返納金」という。）
第三十六條の十九第三項	流行初期医療確保拠出金等 次条	返納金 第三十六條の二十三第四項において準用する次条
第三十六條の十九第四項	規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事	返納金及び延滞金
第三十六條の二十第一項	前条第一項	第三十六條の二十三第四項において準用する前条第一項
第三十六條の二十第二項及び第三項並びに第三十六條の二十一第一項及び第二項	流行初期医療確保拠出金等 流行初期医療確保拠出金等	返納金 返納金
第三十六條の二十第三項	流行初期医療確保拠出金等 第三十六條の十九第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求	返納金 第三十六條の二十三第四項において準用する第三十六條の十九第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収
第三十六條の二十第二項	厚生労働大臣又は都道府県知事 流行初期医療確保拠出金等	都道府県知事 返納金

（流行初期医療の確保に要する費用の返還に関する読替え）

第九條の十一 法第三十六條の二十四第二項において法第三十六條の十九から第三十六條の二十二まで並びに第三十六條の二十三第二項及び第三項の規定を準用する場合においては、これらの規定中「支払基金」とあるのは「都道府県知事」と、「保険者等」とあるのは「対象医療機関」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十六條の十九第一項	流行初期医療確保拠出金等	第三十六條の二十四第一項の規定により返還を命ぜられた流行初期医療の確保に要する費用の全部又は一部（以下「返還金」という。）
-------------	--------------	---

第三十六条の十九 第三項	流行初期医療確保拠出金等	次条	第三十六条の二十四第二項において準用する次条
第三十六条の十九 第四項	政令で定めるところにより、その徴収を、厚生労働大臣又は都道府県知事に請求する	規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事	当該返還金及び当該延滞金を徴収する
第三十六条の十九 第四項	規定による徴収の請求を受けたときは、厚生労働大臣又は都道府県知事	返還金及び延滞金	
第三十六条の二十 第一項	前条第一項	第三十六条の二十四第二項において準用する前条第一項	
第三十六条の二十 第二項、第三項及び第五項並びに第三十六条の二十一 第一項及び第二項	流行初期医療確保拠出金等	返還金	
第三十六条の二十 第三項	流行初期医療確保拠出金等	返還金	
第三十六条の二十 第二項	第三十六条の十九第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収の請求	第三十六条の二十四第二項において準用する第三十六条の十九第一項の規定による督促及び同条第三項の規定による徴収	
第三十六条の二十 第二項	厚生労働大臣又は都道府県知事	都道府県知事	
第三十六条の二十 第二項	流行初期医療確保拠出金等	返還金	
第三十六条の二十 第三項	前項	第三十六条の二十四第一項	
第三十六条の二十 第三項	返納金	返還金	
第三十六条の二十 第三項	第一項	第三十六条の二十四第一項	
第三十六条の二十 第三項	返納金	返還金	

(基金流行初期医療確保措置債券の形式)
第九條の十二 法第三十六条の三十二第一項の規定により支払基金が発行する債券（以下「基金流行初期医療確保措置債券」という。）は、無記名式とする。

(基金流行初期医療確保措置債券の発行の方法)
第九條の十三 基金流行初期医療確保措置債券の発行は、募集の方法による。

(基金流行初期医療確保措置債券の募集に際しての振替等)
第九條の十四 基金流行初期医療確保措置債券の募集に際しては、基金流行初期医療確保措置債券申込証にその引き受けようとする基金流行初期医療確保措置債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替等振替法」という。）の規定の適用がある基金流行初期医療確保措置債券（次条第二項において「振替基金流行初期医療確保措置債券」という。）の募集に際しては、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該基金流行初期医療確保措置債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を基金流行初期医療確保措置債券申込証に記載しなければならない。

3 基金流行初期医療確保措置債券申込証は、支払基金が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 基金流行初期医療確保措置債券の名称
- 基金流行初期医療確保措置債券の総額
- 各基金流行初期医療確保措置債券の金額
- 基金流行初期医療確保措置債券の利率
- 基金流行初期医療確保措置債券の償還の方法及び期限
- 利息の支払の方法及び期限
- 基金流行初期医療確保措置債券の発行の価額
- 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 応募額が基金流行初期医療確保措置債券の総額を超える場合の措置
- 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(基金流行初期医療確保措置債券の引受け)

第九條の十五 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける場合又は基金流行初期医療確保措置債券の募集の委託を受けた会社が自ら基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替基金流行初期医療確保措置債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替基金流行初期医療確保措置債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を支払基金に示さなければならない。

(基金流行初期医療確保措置債券の成立の特則)

第九條の十六 基金流行初期医療確保措置債券の応募総額が基金流行初期医療確保措置債券の総額に達しないときでも基金流行初期医療確保措置債券を成立させる旨を基金流行初期医療確保措置債券申込証に記載したときは、その応募額をもって基金流行初期医療確保措置債券の総額とする。

(基金流行初期医療確保措置債券の払込み)

第九條の十七 基金流行初期医療確保措置債券の募集が完了したときは、支払基金は、遅滞なく、各基金流行初期医療確保措置債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第九條の十八 支払基金は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、基金流行初期医療確保措置債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第九條の十四第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、支払基金の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(基金流行初期医療確保措置債券原簿)

第九條の十九 支払基金は、主たる事務所に基金流行初期医療確保措置債券原簿を備えて置かなければならない。

2 基金流行初期医療確保措置債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 基金流行初期医療確保措置債券の発行の年月日
- 基金流行初期医療確保措置債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、基金流行初期医療確保措置債券の数及び番号）
- 第九條の十四第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項
- 元利金の支払に関する事項

(利が欠けている場合)

第九條の二十 基金流行初期医療確保措置債券を償還する場合において、欠けている利があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利について、この限りでない。

2 前項の利の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、支払基金は、これに応じなければならない。

（基金流行初期医療確保措置債券の発行の認可）

第九條の二十一 支払基金は、法第三十六條の三十二第一項の規定により基金流行初期医療確保措置債券の発行の認可を受けようとするときは、基金流行初期医療確保措置債券の募集の日の日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 基金流行初期医療確保措置債券の発行を必要とする理由

二 第九條の十四第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 基金流行初期医療確保措置債券の募集の方法

四 基金流行初期医療確保措置債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 作成しようとする基金流行初期医療確保措置債券申込証

二 基金流行初期医療確保措置債券の発行により調達する資金の使途を記載した書面

三 基金流行初期医療確保措置債券の引受けの見込みを記載した書面

第十條中「昭和三十三年法律第九十二号」を削る。

第二十四條の次に次の二条を加える。

（手数料の額等）

第二十四條の二 法第五十六條の四十九第一項の規定により匿名感染症関連情報利用者（法第五十六條の四十二に規定する匿名感染症関連情報利用者という。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名感染症関連情報（法第五十六條の四十一第一項に規定する匿名感染症関連情報という。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに七千二百円とする。

2 前項の手料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第五十六條の四十九第一項の規定により支払基金等（法第五十六條の四十八に規定する支払基金等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。（手数料の免除）

第二十四條の三 法第五十六條の四十九第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 都道府県その他の法第五十六條の四十一第一項第一号に掲げる者

二 法第五十六條の四十一第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二條第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二條の二（同法第二百八十三條第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六條第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三 法第五十六條の四十一第一項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

2 厚生労働大臣は、匿名感染症関連情報利用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場合には、法第五十六條の四十九第一項の手料を免除する。

3 前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名感染症関連情報利用者は、当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第五十六條の四十八の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が法第五十六條の四十一第一項の規定による匿名感染症関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等）に提出しなければならない。

第三十條第一項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第二條 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第二号イ中「から第三項まで」を、「第二項（第四十四條の三の第二項及び第五十條の三第二項において準用する場合を含む。）、第三項」に改め、「第四十二條第二項」の下に、「第四十四條の三の第二項、第四十四條の三の第三項、第五十條の三第二項及び第五十條の四第二項」を加え、同号二中「及び同条第四項から第八項」を、「同条第五項から第十一項」に改め、「含む。」の下に、「第四十四條の三の第二項及び第四十四條の三の第三項」を加え、同号ホ中「並びに」を、「第五十條の三第一項、第五十條の四第一項並びに」に改める。

第五條の六（見出しを含む。）中「第三十一條の六第三項」を「第三十一條の八第三項」に改め、同条第三号中「第三十一條の六第一項」を「第三十一條の八第一項」に改め、同条第四号中「第三十一條の六第一項」を「第三十一條の八第一項」に、「第三十一條の四第一項」を「第三十一條の六第一項」に改める。

（健康保険法施行令の一部改正）

第三條 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十條中「並びに介護保険法」を、「介護保険法」に、「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付」に改める。

第二十九條及び第四十六條中「並びに介護納付金」を、「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改める。

第六十五條第一項第一号イ及びロ並びに第六十七條第三項中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第四條 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十八條中「並びに介護保険法」を、「介護保険法」に、「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等（附則第六條において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付」に改める。

附則第六條中「並びに介護納付金」を、「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第五條 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第二号中「並びに介護保険法」を、「介護保険法」に、「の総額」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）の総額」に、「並びに介護納付金」を、「介護納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金（次項において「流行初期医療確保拠出金」という。）」に改め、同条第二項第二号中「並びに介護納付金の総額」を、「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の総額」に、「並びに介護納付金の納付」を、「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付」に改める。

第二十條第四項中「並びに介護納付金」を、「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改める。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第六條 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「並びに介護保険法」を、「介護保険法」に、「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」という。）の納付」に改め、同条第二項第一号中「後期高齢者支援金等の納付」を「後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金の納付」に改める。

第二条第一項第二号中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金」に改める。

第四条第二項第二号イ中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金の納付」に改める。

第五条第一項第一号ロ(1)及び同条第八項中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金」に改める。

第九条第二項第一号ホ中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金」に改め、同号中ホをへとし、二をホとし、ハをことし、ロの次に次のように加える。

ハ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（へ及び第十九条第三号において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付に要する費用の額

第十九条第三号中「並びに介護納付金」を「介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第七条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号イ中「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第八条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十一条」を「以下この条及び第十一条」に改め、「負担対象額」という。）の下に「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金の額から当該流行初期医療確保拠出金の額に療養の給付等に要した費用の額に占める特定費用額の割合を乗じて得た額（第十一条において「特定流行初期医療確保拠出金の額」という。）を控除した額（第十一条において「負担対象拠出金額」という。）の合計額（第七条第一項及び第九条において「負担対象総額」という。）を加える。

第七条第一項及び第九条中「負担対象額」を「負担対象総額」に改める。

第十一条中「加えて得た額」の下に「に当該年度における負担対象拠出金額にから当該年度における後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額並びに当該年度における特定流行初期医療確保拠出金の額にから当該年度における後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額」を加える。

第十三条第七項第一号中「の納付」を「並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（第十七条及び第十八条において「流行初期医療確保拠出金等」という。）の納付」に改める。

第十七条及び第十八条中「の納付」を「並びに流行初期医療確保拠出金等の納付」に改める。

第二十五条の第三項中「保険納付対象総額」を「保険納付対象総額」に改める。

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄
厚生労働大臣 武見 敬三

○厚生労働省令第五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年一月十七日

厚生労働大臣 武見 敬三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
目次			目次		
第一章～第五章（略）			第一章～第五章（略）		
第六章 医療			第六章 医療		
第一節（略）			第一節（略）		
第二節 流行初期医療確保措置（第十九条の七―第十九条の十二）			第二節 流行初期医療確保措置（第十九条の七）		
第三節（略）			第三節（略）		
第七章 新型インフルエンザ等感染症（第二十三条の三―第二十三条の十四）			第七章 新型インフルエンザ等感染症（第二十三条の三―第二十三条の十二）		
第八章 新感染症（第二十三条の十五―第二十七条の二）			第八章 新感染症（第二十三条の十二―第二十七条の二）		
第九章（略）			第九章（略）		
第九章の二 感染症対策物資等（第二十七条の十二）			第九章（新設）		
第十章～第十二章（略）			第十章～第十二章（略）		
附則			附則		
（厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標）			（厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標）		
第一条の二 法第九条第二項第九号の厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標は、次のとおりとする。			第一条の二 法第九条第二項第九号の厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標は、次のとおりとする。		
一・二（略）			一・二（略）		
三 法第三十六条の二第二項の規定による通知（同項第三号に掲げる措置をその内容を含むものに限る。）又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容を含むものに限る。）に基づく宿泊施設若しくは居室若しくはこれに相当する場所における法第四十四条の三の二第二項（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）又は法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療を提供する医療機関数			三 法第三十六条の二第二項の規定による通知（同項第三号に掲げる措置をその内容を含むものに限る。）又は法第三十六条の三第一項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容を含むものに限る。）に基づく宿泊施設若しくは居室若しくはこれに相当する場所における法第四十四条の三の二第二項（法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める医療を提供する医療機関数		
四～十（略）			四～十（略）		
2・3（略）			2・3（略）		

第四条 (略)

2 新型インフルエンザ等感染症の患者について、法第十二条第一項の規定により医師が届け出なければならぬ事項は、前項各号に掲げる事項のほか、当該患者の医療保険被保険者番号等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四百三十三条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百二十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百一十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等をいう。次項及び第二十三条の十二第三項第二号において同じ。）とする。

3 9 (略)

(医療措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等)

第十九条の四 (略)

2 (略)

3 法第三十六条の五第五項に規定する厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第六条第十六項に規定する第一種協定指定医療機関とする。

4 (略)

(検査等措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等)

第十九条の六 第十九条の四第一項の規定は法第三十六条の八第一項の規定による報告の求めについて、第十九条の四第二項の規定は法第三十六条の八第三項の電磁的方法について、第十九条の四第四項の規定は法第三十六条の八第五項の公表について、それぞれ準用する。

(流行初期医療確保拠出金の額)

第十九条の八 法第三十六条の十五に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した保険者等に係る対象医療機関に対する診療報酬の支払額の割合は、各保険者等（法第三十六条の十四第一項に規定する保険者等をいう。以下同じ。）ごとに第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率（その率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

一 当該保険者等により当該対象医療機関に支払われた法第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月前三月間の公的医療保険給付費（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号。以下「令」という。）第九条の三第一項に規定する公的医療保険給付費をいう。）の総額を三で除して得た額（その額に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入し、当該支払が行われた月数が一である場合には、当該額は零とする。）

二 各保険者等に係る前号の額の合計額

第四条 (略)

2 新型インフルエンザ等感染症の患者について、法第十二条第一項の規定により医師が届け出なければならぬ事項は、前項各号に掲げる事項のほか、当該患者の医療保険被保険者番号等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四百三十三条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百二十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百一十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等をいう。次項及び第二十三条の九第三項第二号において同じ。）とする。

3 9 (略)

(医療措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等)

第十九条の四 (略)

2 (略)

(新設)

3 (略)

(検査等措置協定に基づく措置の実施の状況の報告等)

第十九条の六 第十九条の四第一項の規定は法第三十六条の八第一項の規定による報告の求めについて、第十九条の四第二項の規定は法第三十六条の八第三項の電磁的方法について、第十九条の四第三項の規定は法第三十六条の八第五項の公表について、それぞれ準用する。

(新設)

2 | 法第三十六条の十五に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、各保険者等に係る流行初期医療確保措置（法第三十六条の九第一項に規定する流行初期医療確保措置をいう。以下同じ。）が行われた月ごとに、当該月における流行初期医療確保措置に要する費用の額の二分の一に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に対象医療機関ごとの前項の率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）の合計額とする。

（流行初期医療確保関係事務費拠出金の額）

第十九条の九 法第三十六条の十六に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、流行初期医療確保措置が実施された年度（この条において法第三十六条の二十五第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる業務に関する事務の処理に要する費用の見込額に、事務費拠出対象保険者等（流行初期医療確保拠出金を拠出した保険者等をいう。以下この条において同じ。）ごとに第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して得た率（その率に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

一 当該年度における次に掲げる事務費拠出対象保険者等の区分に応じ算定した当該保険者等に係る加入者の見込数（次号において「加入者見込数」という。）

イ 事務費拠出対象保険者等（ロに掲げる保険者等を除く。）（1）に掲げる数に（2）に掲げる率を乗じて得た数（その数に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）

（1） 当該年度の前々年度における当該保険者等に係る加入者の数（その数が当該保険者等に係る特別の事情により著しく過大又は過小であると認められるときは、当該保険者等の申請に基づき、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定する数とする。）

（2） 当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者等及び同年度の四月二日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した保険者等（以下この項において「新設保険者等」という。）以外の全ての保険者等に係る当該年度における加入者の見込数の総数をそれらの保険者等に係る（1）に掲げる数の合計数で除して得た率を基準として流行初期医療確保措置が実施された年度ごとに保険者等ごとに厚生労働大臣が定める率

ロ 事務費拠出対象保険者等（新設保険者等に限定。） 当該年度における当該保険者等に係る加入者の数その他の事情を勘案して、あらかじめ支払基金が厚生労働大臣の承認を受けて算定した新設保険者等に係る加入者の見込数

二 当該年度における全ての事務費拠出対象保険者等に係る加入者見込数の総数

（新設）

(流行初期医療確保拠出金等に係る納付の猶予の申請)

第十九条の十 法第三十六条の二十一第一項の規定により流行初期医療確保拠出金等(法第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等をいう。以下同じ。)の一部の納付の猶予を受けようとする保険者等は、支払基金に対し、次に掲げる事項を記載した納付猶予申請書を提出して申請しなければならない。

一 納付の猶予を受けようとする流行初期医療確保拠出金等の一部の額

二 納付の猶予を受けようとする期間

2 前項の納付猶予申請書には、やむを得ない事情により当該保険者等が流行初期医療確保拠出金等を納付することが著しく困難であることを明らかにすることのできる書類を添付しなければならない。

(法第三十六条の二十五第二項の厚生労働省令で定める者)

第十九条の十一 法第三十六条の二十五第二項の厚生労働省令で定める者は、公益社団法人国民健康保険中央会とする。

(法第三十六条の二十七の厚生労働省令で定める事項)

第十九条の十二 法第三十六条の二十七の厚生労働省令で定める事項は、当該年度の各月末日における加入者の数とする。

(診療報酬の請求及び支払)

第二十二條 都道府県知事が法第四十条第三項(法第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、感染症指定医療機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令(平成十二年厚生省令第二十号)の定めるところにより、当該感染症指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 (略)

(医療の種類)

第二十三条の八 法第四十四条の三の二第一項に規定する厚生労働省令で定める医療は、次の各号に掲げる医療(同項に規定する新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者に対するものに限る。)とする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置その他の治療

四 法第四十四条の三第二項に規定する宿泊施設若しくは当該者の居宅又はこれに相当する場所における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

(新設)

(新設)

(新設)

(診療報酬の請求及び支払)

第二十二條 都道府県知事が法第四十条第三項の規定により医療費の審査を行うこととしている場合においては、感染症指定医療機関は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令(平成十二年厚生省令第二十号)の定めるところにより、当該感染症指定医療機関が行った医療に係る診療報酬を請求するものとする。

2 (略)

(新設)

(新型コロナウイルス等感染症外出自粛対象者の医療に係る費用負担の申請)

第二十三条の九 法第四十四条の三の二第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 患者の住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号

二 申請者が患者の保護者の場合にあつては、当該保護者の住所、氏名(保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地及び名称)及び個人番号並びに患者との関係

三 患者が法第三十九条第一項に規定する者に該当する場合にあつては、その旨

2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、都道府県知事は、第二号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 第二十三条の四第一項の規定による通知の写し

二 当該患者並びにその配偶者及び民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者の当該費用の負担能力を把握するために都道府県知事が必要と認める書類

(療養費支給の申請)

第二十三条の十 法第四十四条の三の三第一項の申請は、当該医療を受けた後一月以内に、前条

第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 支給を受けようとする療養費の額

二 法第四十四条の三の三第一項後段の場合にあつては、緊急その他やむを得ない理由

2 前項の申請書には、前条第二項各号に掲げるもののほか、当該医療に要した費用を証明する書類を添付しなければならない。

(新型コロナウイルス等感染症に係る検体の提出要請等)

第二十三条の十一 (略)

(新型コロナウイルス等感染症の患者の退院等の届出)

第二十三条の十二 法第四十四条の三の六の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第三十八条第一項の規定によつて指定された特定感染症指定医療機関並びに同条第二項の規定によつて指定された第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関とする。

2・3 (略)

第二十三条の十三・第二十三条の十四 (略)

第八章 新感染症

第二十三条の十五・第二十三条の十七 (略)

(準用)

第二十三条の十八 第二十三条の八の規定は法第五十条の三第一項及び法第五十条の四第一項について、第二十三条の九第一項及び第二号並びに第二項の規定は法第五十条の三に規定する申請について、第二十三条の十の規定は法第五十条の四に規定する申請についてそれぞれ

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

準用する。この場合において、第二十三条の八第一項中「新型インフルエンザ等感染症外出自
粛対象者」とあるのは「新感染症外出自粛対象者」と、第二十三条の九第二項第一号中「第二
十三条の四第一項」とあるのは「第二十六条の二第一項」と、第二十三条の十第一項第二号中
「法第四十四条の三の三第一項後段」とあるのは「法第五十条の四第一項後段」と読み替える
ものとする。

(新感染症の所見がある者の退院等の届出)

第二十三条の十九 第二十三条の十二の規定は、法第五十条の七の届出について準用する。

第九章の二 感染症対策物資等

(生産計画等の届出)

第二十七条の十二 法第五十三条の十六第三項の規定による届出(第五十三条の十八第二項にお
いて読み替えて準用する場合を含む。)は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信
の技術を利用する方法により行うものとする。

(輸入届出)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。
ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出し
た書類(一年以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。)であつて厚
生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでな
い。

一 個人にあつては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載さ
れている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(行政手続における特
定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二
条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)その他法律又はこれに基づく命令の
規定により交付された書類であつて当該届出者が本人であることを確認するに足りるものと
して厚生労働大臣が定める書類

二 五 (略)

4 六 (略)

(許可所持に係る変更の許可の申請)

第三十一条の九 令第十八条の規定による変更の許可の申請は、別記様式第七により行うものと
する。

2・3 (略)

(新感染症の所見がある者の退院等の届出)

第二十三条の十五 第二十三条の九の規定は、法第五十条の七の届出について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(輸入届出)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない。
ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出し
た書類(一年以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。)であつて厚
生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでな
い。

一 個人にあつては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載さ
れている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定す
る個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当
該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類

二 五 (略)

4 六 (略)

(許可所持に係る変更の許可の申請)

第三十一条の九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政
令第四百二十号。以下「令」という。)第十八条の規定による変更の許可の申請は、別記様式第
七により行うものとする。

2・3 (略)

(権限の委任) 第三十二条 法第六十五条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。 一 法第四十三条第一項（法第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限 二〇七 (略)		(権限の委任) 第三十二条 法第六十五条の三第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。 一 法第四十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限 二〇七 (略)	
(検査法施行規則の一部改正) 第二条 検査法施行規則（昭和二十六年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。		(傍線部分は改正部分)	
改正後		改正前	
(検査前の通報事項) 第一条の二 法第六条に規定する事項は、次のとおりとする。ただし、検査所長（検査所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）が、国内における国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入することを防止する上で必要がないと認めるときは、第六号から第八号までに掲げる事項の全部又は一部を通報することを要しない。 一〇五 (略) 六 乗組員の氏名、生年月日、国籍、旅券の番号及び職種 七 乗客の氏名、生年月日、国籍、旅券の番号及び乗込地名 八 その他検査のために必要な情報 (電子情報処理組織の使用) 第一条の三 検査所長は、次の各号に掲げる事項（以下「通報等」という。）については、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、通報等を行う者とする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。 一〇四 (略) 2 (略) (協定に定める事項) 第八条の二 法第二十三条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、医療機関（法第十五条第一項各号、第十六条第一項本文、同条第二項、第三十四条の三第一項本文又は第三十四条の四第一項本文に規定する医療機関をいう。）が行う医療の内容、法第十四条第一項第一号又は第二号に規定する措置に係る入院の委託に係る費用の額の算定方法、退院に関する事項、協定の有効期間その他検査所長が必要と認める事項とする。 (ねずみ族駆除施行命令書の様式) 第八条の三 (略)		(検査前の通報事項) 第一条の二 法第六条に規定する事項は、次のとおりとする。 一〇五 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (電子情報処理組織の使用) 第一条の三 検査所長（検査所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項（以下「通報等」という。）については、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、通報等を行う者とする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。 一〇四 (略) 2 (略) (新設) (ねずみ族駆除施行命令書の様式) 第八条の二 (略)	

様式第七を次のように改める。

様式第七 (第八条の三関係)

わ ず み 族 駆 除 施 行 命 令 書
Order for Deterring

交付年月日 _____
Date of Issue _____
港 名 _____
Port of _____

船 名 _____
Name of Vessel _____

国 籍 _____
Nationality _____

船 種 _____
Description of Vessel _____

船長氏名 _____
Name of Ship's Captain _____

本日は当型において上記の船舶に対して検査を行った結果、ねずみ族の駆除が十分に行われていないと認める。よって、検疫法第三十五条の規定により _____ 年 _____ 月 _____ 日までにその駆除を行うことを命ずる。
As a result of the inspection conducted with the above-mentioned vessel at this port today, it has been ascertained that deterring is not carried out satisfactorily. Accordingly, I order the ship's captain that he shall carry out the deterring of his ship by _____, under the provision of Article 25 of the Quarantine Law.
(Date)

Chief of _____
検疫所長
Quarantine Station
検疫所支所長
Branch Office of Quarantine Station
検疫所出張所長
Detached Office of Quarantine Station
氏 名 印
Signature _____

- 1 この処分に関係がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三ヶ月以内、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる (処分があつた日から一年を経過した場合を除く。)
- If you are dissatisfied with this disposal, you can do a query for Minister of Health, Labour and Welfare within three months from the next day of the day on which you knew that this disposal was done. (Except for a case in which one year has passed since the day when the disposal was done.)
- 2 この処分に対する取消訴訟については、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六ヶ月以内に提起することができる (処分があつた日から一年を経過した場合を除く。)
- You can raise cancellation suit for this disposal against Japan (A person representing Japan in suit is the Minister of Justice.) within six months from the next day of the day on which you knew that this disposal was done. (Except for a case in which one year has passed since the day when the disposal was done.)

3 ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六ヶ月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して六ヶ月以内に提起しなければならない（裁決があつた日から一年を経過した場合を除く。）。

But you must raise cancellation suit for disposal within six months from the next day of the day on which you knew that a decision for the query was done, when you did a query within three months from the next day of the day on which you knew that this disposal was done. (Except for a case in which one year has passed since the day when the decision was done.)

(切取線)

(Detach here)

ねずみ族駆除施行命令書

Receipt of Derating Order

年 月 日

Date _____

To the Chief of _____

検疫所長
Quarantine Station
検疫所支所長
Branch Office of Quarantine Station
検疫所出張所長
Detached Office of Quarantine Station

殿

船 名

Name of Vessel _____

船長氏名

Name of Ship's Captain _____

本日 _____ 港において、検疫法第 二十五条の規定により本船のねずみ族の駆除を _____ 年 _____ 月 _____ 日までに行うことを命ぜられた。よつて、この證書を提出する。

I have received the order at _____ today that I must carry out the derating of this ship by _____, under the provision of Article 25 of the Quarantine Law. Accordingly,

(Name of Port)

(Date)

I submit this receipt.

(健康保険法施行規則の一部改正)

第三条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）
第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 八（略）

九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。以下同じ。）、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

九の二 十一（略）

（令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第一百六条 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。

一 六（略）

七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

七の二 八（略）

2 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養については、次のとおりとする。

一 一 一の二（略）

一の三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

二 三（略）

（令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第一百七条 令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第百十条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 七（略）

八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項又は第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

八の二 十（略）

（令第四十三条第八項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第一百八条 令第四十三条第八項において読み替えて準用する法第八十八条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 四（略）

五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

五の二 七（略）

（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）
第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 八（略）

九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給

九の二 十一（略）

（令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第一百六条 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。

一 六（略）

七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

七の二 八（略）

2 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養については、次のとおりとする。

一 一 一の二（略）

（新設）

二 三（略）

（令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第一百七条 令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第百十条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 七（略）

八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付

八の二 十（略）

（令第四十三条第八項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第一百八条 令第四十三条第八項において読み替えて準用する法第八十八条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 四（略）

五 削除

五の二 七（略）

（協会が定める額の算定に当たつての勘案事項） 第百三十五条の七 協会は、一の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の二第一号ハに掲げる額のうち準備金の積立ての予定額及び同号ニに掲げる額のうち取り崩すことが見込まれる準備金の額を定めるに当たつては、当該支部被保険者に係る第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額等を勘案するものとする。 一 一の事業年度の前事業年度における、令第四十五条の二第一号に掲げる額から同号ハに掲げる額のうち準備金の積立ての予定額を控除した額に同号ニに掲げる額のうち取り崩すことが見込まれる準備金の額を加えた額と次のイからハまでに掲げる額を合算した額から二に掲げる額を控除した額との差額に相当する額 イ（略） ロ 法第六十条第三項第二号に規定する保険給付、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）に要した費用の額（法第五十二条の二に規定する出産育児交付金の額、法第五十三条及び第五十四条の規定による国庫補助の額（イの国庫補助の額を除く。）並びに法第七十三条の規定による拠出金の額を除く。）から当該要した費用の額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額に総報酬按分率（法第六十条第三項第二号に規定する総報酬按分率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額 ハ・ニ（略） 二（略） （概算日雇拠出金） 第百五十条 法第七十五条の厚生労働省令で定めるところにより算定する額は、当該年度の予算における日雇特例被保険者に係る健康保険事業（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等の納付に関する事業を含む。以下同じ。）についての予定額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）のうち、第一号から第四号までに掲げる額の合算額から第五号から第八号までに掲げる額の合算額を控除した額とする。 一（略） 二 前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等 三〃八（略）		（協会が定める額の算定に当たつての勘案事項） 第百三十五条の七 協会は、一の事業年度の翌事業年度における令第四十五条の二第一号ハに掲げる額のうち準備金の積立ての予定額及び同号ニに掲げる額のうち取り崩すことが見込まれる準備金の額を定めるに当たつては、当該支部被保険者に係る第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額等を勘案するものとする。 一 一の事業年度の前事業年度における、令第四十五条の二第一号に掲げる額から同号ハに掲げる額のうち準備金の積立ての予定額を控除した額に同号ニに掲げる額のうち取り崩すことが見込まれる準備金の額を加えた額と次のイからハまでに掲げる額を合算した額から二に掲げる額を控除した額との差額に相当する額 イ（略） ロ 法第六十条第三項第二号に規定する保険給付、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要した費用の額（法第五十二条の二に規定する出産育児交付金の額、法第五十三条及び第五十四条の規定による国庫補助の額（イの国庫補助の額を除く。）並びに法第七十三条の規定による拠出金の額を除く。）から当該要した費用の額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額を控除した額に総報酬按分率（法第六十条第三項第二号に規定する総報酬按分率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額 ハ・ニ（略） 二（略） （概算日雇拠出金） 第百五十条 法第七十五条の厚生労働省令で定めるところにより算定する額は、当該年度の予算における日雇特例被保険者に係る健康保険事業（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する事業を含む。以下同じ。）についての予定額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）のうち、第一号から第四号までに掲げる額の合算額から第五号から第八号までに掲げる額の合算額を控除した額とする。 一（略） 二 前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金 三〃八（略）	
（船員保険法施行規則の一部改正） 第四条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。		（傍線部分は改正部分）	
改 正 後 （令第八十八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第八十六条 令第八十八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一〃七（略）		改 正 前 （令第八十八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第八十六条 令第八十八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一〃七（略）	

八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）、第三十七条の二第二項又は第四十四条の三の二第二項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給 九〇十二（略） （令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十六條 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。 一〇五（略） 六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第二項又は第四十四条の三の二第二項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 七〇八（略） 2 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養については、次のとおりとする。 一〇一の二（略） 一の三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 二〇三（略） （令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十七條 令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一〇六（略） 七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第二項又は第四十四条の三の二第二項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 八〇十（略） （令第十条第八項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十八條 令第十条第八項において読み替えて準用する法第六十五条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一〇二（略） 二の二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 三〇五（略）			八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項又は第三十七条の二第二項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給 九〇十二（略） （令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十六條 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。 一〇五（略） 六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項又は第三十七条の二第二項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 七〇八（略） 2 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養については、次のとおりとする。 一〇一の二（略） （新設） 二〇三（略） （令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十七條 令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一〇六（略） 七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項又は第三十七条の二第二項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 八〇十（略） （令第十条第八項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第九十八條 令第十条第八項において読み替えて準用する法第六十五条第六項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一〇二（略） （新設） 三〇五（略）		
（国民健康保険法施行規則の一部改正） 第五条 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。			（傍線部分は改正部分）		
改 正 後			改 正 前		
（法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第五條の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一〇八（略）			（法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第五條の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一〇八（略）		

九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）、第三十七条の二第二項又は第四十四条の三の二第二項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 九の二～十二（略） （令第二十九条の二第二項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第二十七条の十二 令第二十九条の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一～八（略） 九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第二項又は第四十四条の三の二第二項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給 九の二～十一（略） （令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。 一～六（略） 七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第二項又は第四十四条の三の二第二項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 七の二～八（略） 2 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が指定訪問看護事業者について受ける療養については、次のとおりとする。 一～三（略） 四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三の二第一項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付 四の二～五（略）			
（社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正） 第六条 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）の一部を次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分）			
改 正 後		改 正 前	
第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。 （略）		第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。 （略）	

二

(略)

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十二条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第三項及び第四項（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条（同法第七十二条において準用する場合を含む。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の十二（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）並びに母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第四十一条（同法第四十四条の三の二第二項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）及び第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の八、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法（昭

二

(略)

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十二条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十八条第三項及び第四項（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条（同法第七十二条において準用する場合を含む。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の十二（同法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）並びに母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第四十一条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の八、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十四条（同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医

[illegible]

（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正）
 第七条 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後	(調整対象需要額の算定方法) 第四条 調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。 一 イ及びロに掲げる額の合算額(当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による前期高齢者交付金がある都道府県にあつては、これを控除した額) からハ及びニに掲げる額の合算額を控除した額 イ (略) ロ 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、当該都道府県が高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の納付に要した費用の額 ハ・二 (略) 二・三 (略) 2ゝ8 (略)	改	正	前	(調整対象需要額の算定方法) 第四条 調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。 一 イ及びロに掲げる額の合算額(当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による前期高齢者交付金がある都道府県にあつては、これを控除した額) からハ及びニに掲げる額の合算額を控除した額 イ (略) ロ 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、当該都道府県が高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金の納付に要した費用の額 ハ・二 (略) 二・三 (略) 2ゝ8 (略)
改	正	後	(国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部改正) 第八条 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和四十七年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)	改	正	前	
2 (略)	2 (略)	2 (略)	第二条 (事務費負担金の額の算定) (略)	2 (略)	2 (略)	2 (略)	第二条 (事務費負担金の額の算定) (略)

3 国民健康保険事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金等並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金（以下「流行初期医療確保拠出金」という。）の納付に関する事務を含む。以下「事業」という。）の地区（事業の地区が二以上の市町村（特別区を含む。以下同じ。）にまたがる組合にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の区域とする。）が次の各号の地域に該当する組合（次項に規定する組合を除く。）については、前項の基本額に、当該各号に定める加算額を加算する。

一・二（略）

4・5（略）

（算定政令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の四 算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者に係る納付費用額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した額とする。

一（略）

二 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ 当該組合の後期高齢者支援金及び流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額

ロ（略）

三・四（略）

（組合調整対象需要額）

第十三条 組合調整対象需要額は、次に掲げる額の合算額（当該額に係る第十五条第一項に規定する補助がなされるときは、当該補助の額を控除した額）から療養給付費等補助見込額を控除した額とする。

一（略）

二 当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

2・3（略）

4 第二項の特定納付費用見込額は、組合特定被保険者につき、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額を控除した額）とする。

5・10（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）
第九条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		
第十三条	（法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。	（法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。
一五	（略）	（略）

3 国民健康保険事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による前期高齢者納付金等並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。以下「事業」という。）の地区（事業の地区が二以上の市町村（特別区を含む。以下同じ。）にまたがる組合にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の区域とする。）が次の各号の地域に該当する組合（次項に規定する組合を除く。）については、前項の基本額に、当該各号に定める加算額を加算する。

一・二（略）

4・5（略）

（算定政令第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める算定方法）

第七条の四 算定政令第五条第三項に規定する組合特定被保険者に係る納付費用額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を控除した額とする。

一（略）

二 イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ 当該組合の後期高齢者支援金の納付に要する費用の額

ロ（略）

三・四（略）

（組合調整対象需要額）

第十三条 組合調整対象需要額は、次に掲げる額の合算額（当該額に係る第十五条第一項に規定する補助がなされるときは、当該補助の額を控除した額）から療養給付費等補助見込額を控除した額とする。

一（略）

二 当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

2・3（略）

4 第二項の特定納付費用見込額は、組合特定被保険者につき、当該年度の四月一日から三月三十一日までの間において前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額を控除した額）とする。

5・10（略）

（傍線部分は改正部分）

六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条第一項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）、第三十七条の二第二項又は第四十四条の三の二第二項（同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。以下同じ。）の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給 七〇十（略） （令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第六十一条 令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一〇五（略） 六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第二項又は第四十四条の三の二第二項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給 七〇九（略） （令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付） 第六十八条 令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一〇三（略） 四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第二項又は第四十四条の三の二第二項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給 五〇六（略）		（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正） 第十条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次の表のように改正する。 （傍線部分は改正部分）	
改 正 後		改 正 前	
（前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額の算定方法） 第十一条の二 法第三十五条第一項第一号イ③に規定する前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額は、当該年度の前々年度における当該保険者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金の額に同年度における当該保険者に係る第十二条に規定する前期高齢者給付費額を同年度における当該保険者に係る第四条に掲げる医療に関する給付の額で除して得た率を乗じて得た額とする。 （一人平均調整対象給付費額の算定方法） 第十一条の三 法第三十五条第二項に規定する一人平均調整対象給付費額は、当該年度の前々年度における第十二条に規定する前期高齢者給付費額から同年度における第十三条に規定する調整対象外給付費額を控除して得た額を、同年度における第十一条の五に規定する当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数で除して得た額とする。 第十一条の四・第十一条の五（略）		（新設） （一人平均調整対象給付費額の算定方法） 第十一条の二 法第三十五条第二項に規定する一人平均調整対象給付費額は、当該年度の前々年度における第十二条に規定する前期高齢者給付費額から同年度における第十三条に規定する調整対象外給付費額を控除して得た額を、同年度における第十一条の四に規定する当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数で除して得た額とする。 第十一条の三・第十一条の四（略）	

(算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

第二十八条 算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 当該特定期間の各年度における療養の給付等に要する費用の額（法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額をいう。）、財政安定化基金拠出金、法第一百七十二条第二項の規定による拠出金、法第二百二十四条の二第二項に規定する出産育児支援金（以下「出産育児支援金」という。）、及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（以下「流行初期医療確保拠出金等」という。）、の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第一百六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）、の償還に要する費用の額の合計額の合計額

二 (略)

(基金事業対象収入額の算定方法)

第三十三条 算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額（法第一百六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。）、法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第一百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第一百七十一条の規定による交付金の額の合計額、法第二百二条及び第二百三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額（算定政令第四条第一項に規定する療養の給付等に要した費用の額をいう。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金、法第一百七十二条第二項の規定による拠出金、出産育児支援金及び流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として次に掲げる額の合計額とする。

一 当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第一百七十二条第二項の規定による拠出金、出産育児支援金及び流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができる場合は当該額

二 当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第一百七十二条第二項の規定による拠出金、出産育児支援金及び流行初期医療確保拠出金等の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができる場合は当該額に基金事業対象比率を乗じて得た額

(確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象総額の算定方法)

第三十九条 法第二百一十一条第一項各号に規定する保険納付対象総額は、当該年度の前々年度における後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に、一から同年度に係る後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度における後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に、一から同年度に係る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額に同年度における後期高齢者医療広域連合の負担対象拠出金額（算定政令第四

(算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額の算定方法)

第二十八条 算定政令第十三条第七項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 当該特定期間の各年度における療養の給付等に要する費用の額（法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額をいう。）、財政安定化基金拠出金、法第一百七十二条第二項の規定による拠出金及び法第二百二十四条の二第二項に規定する出産育児支援金（以下「出産育児支援金」という。）、の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金（法第一百六条第二項第一号に規定する基金事業借入金をいう。以下同じ。）、の償還に要する費用の額の合計額の合計額

二 (略)

(基金事業対象収入額の算定方法)

第三十三条 算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額（法第一百六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。）、法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第一百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第一百七十一条の規定による交付金の額の合計額、法第二百二条及び第二百三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額（算定政令第四条第一項に規定する療養の給付等に要した費用の額をいう。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金、法第一百七十二条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として次に掲げる額の合計額とする。

一 当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第一百七十二条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができる場合は当該額

二 当該額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金、法第一百七十二条第二項の規定による拠出金及び出産育児支援金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に係るものの額として算定することができる場合は当該額に基金事業対象比率を乗じて得た額

(確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象総額の算定方法)

第三十九条 法第二百一十一条第一項各号に規定する保険納付対象総額は、当該年度の前々年度における後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に、一から同年度に係る後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額と、同年度における後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に、一から同年度に係る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額との合計額とする。

条第一項に規定する負担対象拠出金額をいう。第四十条の四において同じ。の総額に「一から同年度に係る後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額」と、同年度における後期高齢者医療広域連合の特定流行初期医療確保拠出金の額（算定政令第四条第一項に規定する特定流行初期医療確保拠出金の額をいう。第四十条の四において同じ。の総額に「一から同年度に係る後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額」との合計額を加えて得た額とする。

（確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担額の算定方法）

第三十九条の二 加入者一人当たり負担額は、当該年度の前々年度における前条の規定により算定した保険納付対象総額の総額を同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象総額の算定方法）

第四十条の四 算定政令第二十五条の第三項に規定する保険納付対象総額は、当該年度の後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に「一から同年度の後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額」と、同年度の後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に「一から同年度の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額」との合計額に同年度の後期高齢者医療広域連合の負担対象拠出金額の総額に「一から同年度の後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額」と、同年度の後期高齢者医療広域連合の特定流行初期医療確保拠出金の額の総額に「一から同年度の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額」との合計額を加えて得た額とする。

（調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担額の算定方法）

第四十条の五 加入者一人当たり負担額は、当該年度の前条の規定により算定した保険納付対象総額の総額を同年度の全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（端数計算）

第四十六条 （略）

2 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

（略）		一円未満の端数を切り捨てる
法第三十五条第一項第一号イ(2)に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額		
法第三十五条第一項第一号イ(3)に規定する前期高齢者に係る流行初期医療確保拠出金の額		
（略）		

（確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担額の算定方法）

第三十九条の二 加入者一人当たり負担額は、当該年度の前々年度における前条の規定により算定した保険納付対象総額の総額を同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象総額の算定方法）

第四十条の四 算定政令第二十五条の第三項に規定する保険納付対象総額は、当該年度の後期高齢者医療広域連合の負担対象額の総額に「一から同年度の後期高齢者負担率及び百分の五十を控除して得た率を乗じて得た額」と、同年度の後期高齢者医療広域連合の特定費用額の総額に「一から同年度の後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額」との合計額とする。

（調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る加入者一人当たり負担額の算定方法）

第四十条の五 加入者一人当たり負担額は、当該年度の前条の規定により算定した保険納付対象総額の総額を同年度の全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額を基礎として、年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、当該年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（端数計算）

第四十六条 （略）

2 次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

（略）		一円未満の端数を切り捨てる
法第三十五条第一項第一号イ(2)に規定する前期高齢者に係る後期高齢者支援金の確定額		
（新設）		
（略）		

(略)		一円未満の端数を四捨五入する
第三十九条に規定する保険納付対象総額の総額	第四十条の四に規定する調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象総額の総額	
(略)	(略)	(略)

(略)		一円未満の端数を四捨五入する
第三十九条に規定する保険納付対象額の総額	第四十条の四に規定する調整前確定後期高齢者支援金の算定に係る保険納付対象額の総額	
(略)	(略)	(略)

(後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正)

第十一条 後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成十九年厚生労働省令第百四十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
(調整対象需要額の算定方法)		(調整対象需要額の算定方法)	
第四条 調整対象需要額は、第一号に掲げる額に十二分の一に普通調整係数を乗じて得た率に後期高齢者負担率(法第百条第一項に規定する後期高齢者負担率をいう。以下同じ。)を加えた率を乗じて得た額と第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額から特別調整控除額並びに算定政令第四条第二項及び第七条第二項の規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に対する負担金の合計額(以下「高額医療費公費負担額」という。)を控除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。以下「補正前調整対象需要額」という。)に補正係数を乗じて得た額とする。 一 被保険者(法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。)のうち、法第六十七条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する者(以下この号において「第一号・第二号被保険者」という。)に係るイ及びロに掲げる額の合計額 イ (略) ロ 次の(1)から(8)までに掲げる額の合計額 (1) 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間(以下このロ及び次号ロにおいて「支給等費用算定期間」という。)における第一号・第二号被保険者に係る入院時食事療養費の支給(規則第三十七条の規定によるものに限る。)に要した費用の額 (2) 支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る入院時生活療養費の支給(規則第四十二条の規定によるものに限る。)に要した費用の額 (3) 支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る保険外併用療養費の支給(規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。)に要した費用の額 (4) 支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額 (5) 支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額 (6) 支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額		第四条 調整対象需要額は、第一号に掲げる額に十二分の一に普通調整係数を乗じて得た率に後期高齢者負担率(法第百条第一項に規定する後期高齢者負担率をいう。以下同じ。)を加えた率を乗じて得た額と第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額から特別調整控除額並びに算定政令第四条第二項及び第七条第二項の規定により算定された当該年度の当該後期高齢者医療広域連合に対する負担金の合計額(以下「高額医療費公費負担額」という。)を控除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額とする。以下「補正前調整対象需要額」という。)に補正係数を乗じて得た額とする。 一 被保険者(法第五十条に規定する被保険者をいう。以下同じ。)のうち、法第六十七条第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する者(以下この号において「第一号・第二号被保険者」という。)に係るイ及びロに掲げる額の合計額 イ (略) ロ 次の(1)から(7)までに掲げる額の合計額 (1) 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間(以下このロ及び次号ロにおいて「支給費用算定期間」という。)における第一号・第二号被保険者に係る入院時食事療養費の支給(規則第三十七条の規定によるものに限る。)に要した費用の額 (2) 支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る入院時生活療養費の支給(規則第四十二条の規定によるものに限る。)に要した費用の額 (3) 支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る保険外併用療養費の支給(規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。)に要した費用の額 (4) 支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額 (5) 支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額 (6) 支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額	

附 則
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(7) 支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額 (8) 支給等費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)の規定による流行初期医療確保拠出金の納付に要した費用の額 二 被保険者のうち、法第六十七条第一項第三号に掲げる場合に該当する者(以下この号において「第三号被保険者」という。)に係るイ及びロに掲げる額の合計額 イ (略) ロ 次の(1)から(8)までに掲げる額の合計額 (1) 支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る入院時食事療養費の支給(規則第三十七条の規定によるものに限る。)に要した費用の額 (2) 支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る入院時生活療養費の支給(規則第四十二条の規定によるものに限る。)に要した費用の額 (3) 支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る保険外併用療養費の支給(規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。)に要した費用の額 (4) 支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額 (5) 支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額 (6) 支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額 (7) 支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額 (8) 支給等費用算定期間における第三号被保険者に係る法の規定による特定流行初期医療確保拠出金の納付に要した費用の額	(7) 支給費用算定期間における第一号・第二号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額 (新設) 二 被保険者のうち、法第六十七条第一項第三号に掲げる場合に該当する者(以下この号において「第三号被保険者」という。)に係るイ及びロに掲げる額の合計額 イ (略) ロ 次の(1)から(7)までに掲げる額の合計額 (1) 支給費用算定期間における第三号被保険者に係る入院時食事療養費の支給(規則第三十七条の規定によるものに限る。)に要した費用の額 (2) 支給費用算定期間における第三号被保険者に係る入院時生活療養費の支給(規則第四十二条の規定によるものに限る。)に要した費用の額 (3) 支給費用算定期間における第三号被保険者に係る保険外併用療養費の支給(規則第三十七条及び第四十二条の規定によるものに限る。)に要した費用の額 (4) 支給費用算定期間における第三号被保険者に係る療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額 (5) 支給費用算定期間における第三号被保険者に係る移送費の支給に要した費用の額 (6) 支給費用算定期間における第三号被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額 (7) 支給費用算定期間における第三号被保険者に係る高額介護合算療養費の支給に要した費用の額 (新設)
---	---

○厚生労働省令第六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の三十第二項及び第三項並びに第三十六条の三十六の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令を次のように定める。

令和六年一月十七日

社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令

厚生労働大臣 武見 敬三

（経理原則）

第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の二十五第一項に規定する流行初期医療確保措置関係業務（以下「流行初期医療確保措置関係業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（勘定区分）

第二条 法第三十六条の二十八の特別の会計（次条及び第十五条第一号において「流行初期医療確保措置特別会計」という。）においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

（予算の内容）

第三条 流行初期医療確保措置特別会計の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

（予算総則）

第四条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一 第八条第二項の経費の指定

二 第九条第一項ただし書の経費の指定

三 法第三十六条の三十二第一項の規定による長期借入金の借入れの限度額

四 その他予算の実施に関し必要な事項

(収入支出予算)

第五条 収入支出予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

(予算の添付書類)

第六条 支払基金は、法第三十六条の二十九前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 前事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

二 当該事業年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

三 その他当該予算の参考となる書類

2 支払基金は、法第三十六条の二十九後段の規定により予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(予備費)

第七条 支払基金は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

2 支払基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければ予備費を使用することができない。

3 支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(予算の流用)

第八条 支払基金は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。ただし、予算の実施上必要かつ適当であるときは、第五条の区分にかかわらず支出予算に定めた各項の間において理事会の議決を経て、相互流用することができる。

2 支払基金は、予算総則で指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用することができない。

3 支払基金は、前項の規定による承認を受けようとするときは、流用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(予算の繰越し)

第九条 支払基金は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかったものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 支払基金は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 支払基金は、第一項の規定による繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

4 前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 繰越しに係る経費の支出予算現額

二 前号の経費の支出予算現額のうち支出決定済額

三 第一号の経費の支出予算現額のうち翌事業年度への繰越額

四 第一号の経費の支出予算現額のうち不用額

(事業計画及び資金計画)

第十条 法第三十六条の二十九の事業計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一 法第三十六条の二十五第一項第一号に規定する流行初期医療確保拠出金等の徴収及び同項第二号に規定する流行初期医療確保交付金の交付に関する事項

二 その他必要な事項

2 法第三十六条の二十九の資金計画には、次に掲げる事項についての計画を記載しなければならない。

一 資金の調達方法

二 資金の使途

三 その他必要な事項

3 支払基金は、法第三十六条の二十九後段の規定により事業計画又は資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(収入支出等の報告)

第十一条 支払基金は、法第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から当該感染症に係る流行初期医療確保措置関係業務が完了したと認められる月までの間、毎月、収入及び支出については第五条に規定する区分に従いその金額を明らかにした報告書により、翌月末までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(事業報告書)

第十二条 法第三十六条の三十第二項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業内容、職員の定数及びその前事業年度末との比較、沿革、支払基金の設立の根拠となる法律が社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）である旨及び流行初期医療確保措置関係業務を行う根拠となる法律が法である旨並びに主管省庁が厚生労働省である旨

二 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

三 その事業年度及び過去三事業年度以上の事業の実施状況（第十条第一項の事業計画及び同条第二項の資金計画の実施の結果を含み、借入金があるときはその借入先、借入に係る目的及び金額を含み、財政投融资資金を受け入れているときはその受入れに係る目的及び金額を含み、国から補助金等の交付を受けているときはその名称、受入れに係る目的及び金額を含む。）

四 流行初期医療確保措置関係業務の一部の委託を受け、又は流行初期医療確保措置関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体（会社を除く。）であつて、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（次号及び第十五条第二号において「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地及び基本財産（基本財産に相当するものを含む。第十五条第二号において同じ。）を有するときはその額、事業内容、役員の数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

五 支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要（当該関係を示す系統図を含む。）

六 支払基金が対処すべき課題（流行初期医療確保措置関係業務に係るものに限る。）

(決算報告書)

第十三条 法第三十六条の三十第二項の決算報告書は、収入支出決算書とする。

2 前項の決算報告書には、第四条の規定により予算総則に規定した事項に係る予算の実施の結果を記載しなければならない。

(収入支出決算書)

第十四条 前条第一項の収入支出決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 次に掲げる収入に関する事項

イ 収入予算額

ロ 収入決定済額

ハ 収入予算額と収入決定済額との差額

二 次に掲げる支出に関する事項

イ 支出予算額

ロ 前事業年度からの繰越額

ハ 予備費の使用の金額及びその理由

ニ 流用の金額及びその理由

ホ 支出予算現額

ヘ 支出決定済額

ト 翌事業年度への繰越額

チ 不用額

(附属明細書)

第十五条 法第三十六条の三十第三項の附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 次に掲げる主な資産及び負債の明細

イ 長期借入金の明細（借入先（財政投融资資金による借入れの有無を含む。）並びに借入先ごとの事業年度当初及び事業年度末における借入残高を含む。）

ロ 引当金及び準備金の明細（引当金及び準備金の種類ごとの事業年度当初及び事業年度末における状況を含む。）

ハ 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

ニ 子会社（支払基金が議決権の過半数を事実的に所有している他の会社をいう。この場合において、支払基金及び子会社又は子会社が議決権の過半数を事実的に所有している他の会社は、支払基金の子会社とみなす。以下この号において同じ。）及び支払基金（支払基金が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。）が議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を事実的に所有し、かつ、支払基金が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社（以下この号において「関連会社」という。）の株式であつて支払基金が保有するもの（流行初期医療確保措置特別会計において計上されるものに限る。）の明細（子会社及び関連会社の名称及び一株の金額並びに所有株数、取得価額、貸借対照表計上額並びに事業年度当初及び事業年度末におけるそれらの状況を含む。）

ホ 二に掲げるもののほか、支払基金が行う出資に係る出資金（流行初期医療確保措置特別会計において計上されるものに限る。）の明細

ヘ 子会社及び関連会社に対する債権及び債務の明細

ト イからへまでに掲げるもののほか、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、短期借入金、未決算勘定その他の主な資産及び負債の明細

二 次に掲げる主な費用及び収益の明細

イ 国からの補助金等の明細（当該事業年度に国から交付を受けた補助金等の名称、当該補助金等に係る国の会計区分並びに当該補助金等と貸借対照表及び損益計算書に掲記されている関連科目との関係を含む。）

ロ 役員及び職員の給与費の明細

ハ 関連一般社団法人等に対し基本財産への出えんその他の出えんを行っているときは、当該法人ごとの出えん額

ニ イ及びハに掲げるもののほか、流行初期医療確保措置関係業務の特性を踏まえ重要と認められる費用及び収益の明細

（閲覧期間）

第十六条 法第三十六条の三十第三項の厚生労働省令で定める期間は、五年間とする。

（借入金の認可）

第十七条 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務に要する経費に充てるため、法第三十六条の三十二第一項の規定により長期借入金若しくは短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第三項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金の額

三 借入先

四 借入金の利率

五 借入金の償還方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他必要な事項

（会計規程）

第十八条 支払基金は、流行初期医療確保措置関係業務の財務及び会計に関し、法及びこの省令に定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 支払基金は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 支払基金は、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に届け出なければならない。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の二十六第二項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

令和六年一月十七日

社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第三十六条の二十六第二項の業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三十六条の二十五第一項第一号の規定による流行初期医療確保拠出金等（法第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等をいう。）の徴収に関する事項
- 二 法第三十六条の二十五第一項第二号の規定による流行初期医療確保交付金（法第三十六条の十三第一項に規定する流行初期医療確保交付金をいう。）の交付に関する事項
- 三 法第三十六条の二十五第一項第三号の規定による流行初期医療確保措置に係る事務に関する事項
- 四 その他社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務（法第三十六条の二十五第一項に規定する流行初期医療確保措置関係業務をいう。）に関し必要な事項

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 武見 敬三

○厚生労働省告示第十二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の施行に伴い、及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第四十四条の三の二第二項及び第五十条の三第二項において準用する同法第四十一条第二項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

令和六年一月十七日

厚生労働大臣 武見 敏三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬の一部改正）

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬（平成十九年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一 七十五歳以上の者（平成十四年九月三十日において七十歳以上である者（同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。）を含む。）及び六十五歳以上七十五歳未満の者（経過措置対象者を除く。）であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（次号に規定する者を除く。）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第三十七条第一項（第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第二項（第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）及び第五十条の三第一項に規定する医療に関する診療報酬は、後期高齢者医療の診療報酬の例によるものとする。	一 七十五歳以上の者（平成十四年九月三十日において七十歳以上である者（同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。）を含む。）及び六十五歳以上七十五歳未満の者（経過措置対象者を除く。）であつて高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（次号に規定する者を除く。）に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第三十七条第一項及び第三十七条の二第一項に規定する医療に関する診療報酬は、後期高齢者医療の診療報酬の例によるものとする。

二・三（略）

二・三（略）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示の一部改正）

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和五年厚生労働省告示第二百二号）の一部を次のように改正する。

第六条の表を次のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別紙 4 病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた都道府県医療費の将来推計の方法 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の2の5各号に規定する病床の機能の区分及び在宅医療等に関する区分ごとに法第16条に基づき収集するデータをを用いて算出した値に、2と同様の手法で算出した入院医療費の医療の高度化等に起因する都道府県別医療費の伸び率を乗じ、それを一人当たり医療費とする。これに、地域医療構想における令和7年時点の各区分ごとの患者数をもとに都道府県別に算出した令和11年度に見込まれる各区分ごとの患者数の見込みを乗じ、精神病床、結核病床及び感染症病床に関する医療費を加え、次式により算定する。 （略）	別紙 4 病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた都道府県医療費の将来推計の方法 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の2の2各号に規定する病床の機能の区分及び在宅医療等に関する区分ごとに法第16条に基づき収集するデータをを用いて算出した値に、2と同様の手法で算出した入院医療費の医療の高度化等に起因する都道府県別医療費の伸び率を乗じ、それを一人当たり医療費とする。これに、地域医療構想における令和7年時点の各区分ごとの患者数をもとに都道府県別に算出した令和11年度に見込まれる各区分ごとの患者数の見込みを乗じ、精神病床、結核病床及び感染症病床に関する医療費を加え、次式により算定する。 （略）

附則

この告示は、令和六年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、告示の日から適用する。